

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国 外 1 名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外 5 名

第4準備書面

（最終準備書面）

令和6年12月25日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高 田



同

鄭

一



同

河 村



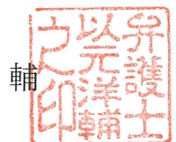
同

我 妻 崇



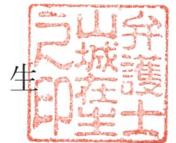
同

以 元 洋



同

山 城 在



同

坂 井



同

丸 山 浩



本書は、証人尋問の結果を踏まえ、被控訴人らの主張の正当性を改めて明らかにするものである。もっとも、被控訴人らの主張は既に提出した各書面に記載したとおりであり、本書は新たな主張を追加するものではない。そのため、証人尋問と無関係な争点については原則として再論しない。

原判決及び被控訴人らの控訴理由書、各答弁書及び準備書面において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

目 次

第 1 捜査機関が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことは不合理であること（ ■ ■ 警部補の証言を踏まえて）	6
1 総論	6
(1) 原審の判断とその理由	6
(2) 本控訴審において裁判所の判断を左右する重要な証拠が提出されたこと ..	7
(3) 経産省捜査メモ等は高い信用力があること	8
(4) 経産省捜査メモに記載された貿易管理課の出席者の発言は、その当時の経 産省の組織としての見解を示すものであること	9
(5) 警視庁公安部の捜査事項照会に対し本件各噴霧乾燥器の規制該当性につい て「該当すると思われる。」と回答したことをもって、経産省が本件要件ハ捜査 機関解釈と同一の有権解釈を示したとは到底いえないこと	10
(6) 小括	15
2 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるか（争点(1)）	15
(1) 殺菌の手法について	15
(2) 殺菌の手法に関する判断の不合理性	18

3	本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか（争点(2)）	19
(1)	殺菌を要する菌について	20
(2)	殺菌を要する菌に関する判断の不合理性	21
4	曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるか（争点(3)）	24
(1)	曝露防止構造の要否について	24
(2)	曝露防止構造の要否に関する判断の不合理性	25
5	■検事の判断の不合理性	26
第2	捜査機関が本件要件ハ捜査機関解釈を前提に本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たると判断したことが不合理であること（■警部補及び■警部補の証言を踏まえて）	27
1	はじめに	27
2	原審が判断の基礎とした事実	28
(1)	はじめに	28
(2)	被控訴人会社役職員らの指摘	28
(3)	亡相嶋の供述	30
(4)	実験により「測定口」が最低温箇所であるとの特定が容易であったこと	30
3	本控訴審において新たに判明した事実（■警部補の証言）	31
(1)	■警部補の証言内容	31
(2)	■警部補の証言が信用できること	32
(3)	■警部補の証言は原審の判断を補強すること	32
4	控訴人都の主張の不当性（■警部補の証言の信用性が欠けること）	34
(1)	はじめに	34
(2)	■警部補の証言内容	34
(3)	■警部補の証言は信用できないこと	36

(4) 小括.....	42
第3 被控訴人島田の取調べが違法であること（■■■■巡査部長の証言を踏まえて）	
.....	43
1 はじめに.....	43
(1) 原判決の事実認定及び判断.....	43
(2) 控訴人都の主張及び■■■■巡査部長の証言の要旨.....	44
2 ■■■■巡査部長の証言が信用できないこと等.....	45
(1) 被控訴人島田が、取調べにおいて、菌が1匹でも生き残っていれば感染してしまうのではないかと説明していた等の証言.....	45
(2) 被控訴人島田に対して運用通達を示した等の証言.....	46
(3) 規制導入前の被控訴人島田と経産省とのメールのやり取りや社内会議における発言に関する証言.....	47
(4) 被控訴人島田が顧客から殺菌に関する要望を受けて対応していたこと等の証言.....	48
(5) C I P機能付きの噴霧乾燥器が輸出規制対象だと考えていた旨の被控訴人島田の主張が不合理であると考えた旨の証言.....	49
3 小括.....	50
第4 被控訴人島田の弁解録取書作成が違法であること（■■■■巡査部長の証言を踏まえて）	
.....	50
1 はじめに.....	50
(1) 原判決の事実認定及び判断.....	50
(2) 控訴人都の主張及び■■■■巡査部長の証言の要旨.....	51
(3) 本項における被控訴人らの主張の構成.....	52
2 ■■■■巡査部長の証言が信用できないこと.....	52
(1) 総論.....	52
(2) ■■■■巡査部長の証言内容は、■■■■巡査部長が自ら当時記載したノートの内	

容と整合しておらず、その理由を合理的に説明できないこと.....	54
(3) ■■■巡査部長の証言には内容自体に不合理な点があること.....	63
(4) ■■■警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書のドラフトに■■■巡査部長自身がコメントを付した（甲188）経緯等につき、合理的な説明ができていないこと.....	64
(5) 小括.....	66
3 ■■■巡査部長の証言と、被控訴人島田の弁解録取に関して原審が依拠した証拠の評価等について.....	66
(1) 被控訴人島田の証言の信用性.....	66
(2) ■■■警部補及び■■■警部補の証言の信用性.....	67
(3) ■■■警部補の証言の信用性.....	68
4 小括.....	68
第5 損害額に関する補足.....	69
1 はじめに.....	69
2 亡相嶋の病状の経過.....	69
3 東京拘置所病院の医師の対応に不備は認められなかったことからすると、亡相嶋の早すぎる死亡は、身柄拘束により不可避免的に発生したものであること..	69
4 小括.....	71

第 1 捜査機関が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことは不合理であること（
警部補の証言を踏まえて）

1 総論

(1) 原審の判断とその理由

原審は、警視庁公安部が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが不合理といえるか、すなわち、「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるか（争点(1)）、本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか（争点(2)）、及び曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないとして判断したことが不合理といえるか（争点(3)）について、①「本件要件ハ捜査機関解釈は、本件通達の文言等に照らして不合理とはいえない」と判示した上で（原判決 6 3 頁 2 3 行目）、②警視庁公安部は、外為法等の解釈権限を有する経産省に確認した上で本件要件ハ捜査機関解釈を採用しており、少なくとも本件要件ハの解釈に関する限りは捜査機関として通常要求される捜査は尽くしていたとして、違法性を否定した（原判決 6 3 頁 2 5 行目～6 4 頁 5 行目）。

原審が本件要件ハ捜査機関解釈を不合理といえないと判断した理由は、①本件通達は、滅菌及び殺菌の方法について物理的手法及び化学物質の使用する場合を含むとし、化学物質の使用に限定していないから、乾熱殺菌を含むとの解釈は文理に反していないこと、②本件通達では、滅菌又は殺菌の対象となる細菌は特定されていない上、一種類の細菌でも滅菌又は殺菌ができるのであれば生物兵器の製造は可能であることからすると、対象細菌はいずれか一種類の細菌でもよいとする解釈は不自然とはいえないこと、③本件通達には曝露防止のための構造を備えている必要がある旨は記載されていないことからすると、それが不要であるとの解釈も不自然ではないことの 3 点、要するに、本件省令の解釈権限を有する経産省が定めた本件通達の文理解釈と

して不合理でないということであった。

(2) 本控訴審において裁判所の判断を左右する重要な証拠が提出されたこと

しかし、本控訴審において、原審が認定していない重要な事実を明らかにする複数の証拠が提出された。

第一に、警視庁公安部から本件要件ハの解釈について相談を受けていた経産省は、打合せにおいて終始、本件通達を踏まえてもなお本件要件ハ捜査機関解釈と異なる見解を示していたことが、警視庁公安部自身が作成していた捜査メモにより明らかとなった（甲１６６の１～１１）。また、相談の最終盤において姿勢を転じた際にも、経産省からは本件要件ハ捜査機関解釈を積極的に支持する解釈論は示されず、搜索差押許可を得るのに足りる回答をする旨の、いわば抜け道が示されたものであった（甲１６６の１２）。なお、これらの捜査メモに記載された事実経過は、検察官をして『意図的に、立件方向にねじ曲げた』という解釈を裁判官にされるリスクがある」、「裁判官の心証が悪くなる」と言わしめる程、異常なものであった（甲１７６の９）。

第二に、本件各噴霧乾燥器が外為法上の規制対象物件に該当するかの各捜査関係事項照会（丙２、丙８）に対する経産省の回答は、「同照会における添付資料の内容を前提」とすれば規制要件に「該当すると思われる」とするものであったところ（丙３、丙９）、同照会の際に本件要件ハの解釈に関する添付資料とされた有識者４名分の聴取結果報告書（丙２【資料１７】～【資料２０】、丙８【資料１７】【資料１９】【資料２０】）について、いずれも本件要件ハの解釈に関する各有識者の見解を忠実に聴取したものでないことが明らかとなった（甲１５９、甲１６８、甲１６９、甲１７０、甲１７１の１・２、甲１７２）。また、本件噴霧乾燥器２の内部温度に関して警視庁公安部が行った実験結果を記した温度測定結果報告書（丙８【資料１０】）には、期待通りに温度が上がらなかった箇所の測定結果が隠蔽されるなど虚偽の記載がなされていた（甲１７３の１・２、甲１７４、甲１７５の１・２）。

第三に、該非の照会に対する経産省の「該当すると思われる」との回答は、断言ないし明言を避けたものであること（甲１６６の１２）、及びかかる含意は警視庁公安部のみならず捜査担当検事にも伝わっていたことが明らかになった（甲１７６の２）。

(3) 経産省捜査メモ等は高い信用力があること

これらの新たな証拠のうち、経産省捜査メモ（甲１６６の１～１３、甲１８４）、検事相談メモ（甲１７６の１～９）、及び本件噴霧乾燥器２の温度測定実験の結果に関する捜査メモ（甲１７３の１・２）は、いずれも警視庁公安部の捜査員を作成者とする文書であるところ、控訴人は、これら書証の形式的証拠力（成立の真正）につき、「積極的にその形式的証拠力まで争うものではない」ことを明言している（控訴人控訴答弁書７頁）。

そして、被控訴人ら第２準備書面１２頁から１３頁において述べたとおり、公務員である警察官がその職務である捜査の過程で作成した資料は、一般には高い信用性が認められると言われるから、経産省捜査メモに記載された経産省職員の発言内容、及び検事相談メモに記載された検察官の発言内容は、特段の事情がない限り、これらの者から同内容の供述があったものと認めるのが相当である。

加えて、本控訴審で証人として出廷した■■■■警部補（以下「■■■■警部補」という。）は、本件捜査において主に書類の管理、取りまとめを担当し（証人■■■１７頁、２３頁）、かつ、警視庁公安部と貿易管理部の平成３０年１月１６日、同月２６日及び同年２月２日の各打合せに捜査員として参加していた警察官であるところ（甲１６６の９～１１）、同警部補は、平成２９年１０月から平成３０年２月までの一連の経産省捜査メモ（甲１６６の１～１２）につきその内容に異論を述べないばかりか、平成２９年１２月５日（甲１６６の７）、同月８日（甲１６６の８）、平成３０年１月１６日（甲１６６の９）、同月２６日（甲１６６の１０）、同年２月２日（甲１６６の１１）、同月８日

(甲 1 6 6 の 1 2) については法廷において閲覧の上その内容に沿った証言を行い、このうち平成 3 0 年 1 月 1 6 日、同月 2 6 日及び同年 2 月 2 日の相談については自らメモの作成を行った旨証言した (証人 ■■■ 3 頁～ 1 1 頁)。

■■■警部補の供述、とりわけ警視庁公安部と貿易管理部の打合せの経過、及び経産省捜査メモの作成経過に関する供述は、極めて詳細かつ具体的であり、他の関係証拠との不整合もないから、信用できる。

従って、経産省捜査メモは、貿易管理課の職員が警視庁公安部との一連の打合せにおいて述べた内容、ひいてはその当時の経産省における本件要件への解釈を証する書面として、とりわけ高い信用力がある。

(4) 経産省捜査メモに記載された貿易管理課の出席者の発言は、その当時の経産省の組織としての見解を示すものであること

この点、控訴人らは、一連の打合せにおける経産省側の発言内容について、出席者の「個人的な見解」であって、経産省としての見解ではないと強弁する。

しかし、打合せに出席していた■■■警部補は、「組織として経済産業省から回答を頂いていたと認識しています。」「結果を聞くにあたっては、経済産業省のほうに行って、その担当者から聞いております。当然勤務時間内、向こうも勤務時間内で、会議室を借りて、入るに当たっては登録までしてやっております。それを個人的見解ですよと言われたら、もうどうにもならないです。」と述べ (証人 ■■■ 3 ～ 4 頁・ 1 8 頁)、かかる証言は、同様に打合せに出席していた■■■警部補の証言 (証人 ■■■ 2 5 ～ 2 6 頁) に合致する。

また、被控訴人ら第 2 準備書面において述べたとおり (同書面 1 5 頁～ 1 8 頁)、経産省捜査メモには、貿易管理課が、警視庁公安部から提供を受けた資料のほか自身でも情報収集を行い、課内のみならず貿易審査課も巻き込んで打合せに臨んでいる事実が窺われる記載が数多く残されている。

例えば、平成 2 9 年 1 2 月 5 日のメモには「当方が提示した殺菌実験につ

いて、管理課長、補佐、安検室長が話し合った上で、管理課の回答として以下のとおり、電話連絡があったもの。」と記載され（甲１６６の７）、同月８日のメモには「１２月５日に安全保障貿易管理課からあった、・・・という回答に対して、当課としては・・・と伝えたところ、以下のとおり回答があった」、「私（■■■■上席）が警察官の立場なら、ペスト菌による殺菌実験をした上で、『殺菌できるから該当だ』という判断をするが、経産省としてそのような判断はできない。経産省側で確認した結果、警察が行おうとしている実験方法は決して一般的な方法とは言えず、あくまで、警察が考えた『ペスト菌が殺滅可能か否か』という実験に過ぎない。」と記載され（甲１６６の８）、平成３０年１月１６日のメモには「安検室としては、協力を惜しまないが、判断はあくまで審査課・管理課となる。」と記載され（甲１６６の９）、同月２６日のメモには「受領した資料に目を通した上で、再度審査課、管理課と相談するが、（これまでの内容からでは）該当と判断することは極めて難しい。」と記載され（甲１６６の１０）、同年２月２日のメモには「当省は現段階では、警察が「滅菌、殺菌」できるということを満たしていないと判断している。」と記載されている（甲１６６の１１。下線はいずれも被控訴人ら代理人による。）。

これらの記載からすれば、警視庁公安部との打合せに出席した貿易管理課の職員は、経産省捜査メモに記載された内容の供述を、組織としての経産省を代表して述べたものであることは明らかであって、個人的な見解に過ぎないということとはできない。

- (5) 捜査事項照会に対し本件各噴霧乾燥器の規制該当性について「該当すると思われる。」と回答したことをもって、経産省が本件要件ハ捜査機関解釈と同

一の有権解釈を示したとはいいい難いこと

ア 経産省が平成30年2月8日の打合せで一転して協力姿勢を示したこと

後記2以下において詳述するとおり、貿易管理課は、平成29年10月から平成30年2月にかけて行われた一連の打合せにおいて、警視庁公安部に対し、本件通達の存在を前提としながら、本件要件ハ捜査機関解釈、すなわち①国際合意と異なる乾熱殺菌を規制対象とし、②何らかの種類の細菌を殺滅できればよいとし、かつ③細菌の曝露が生じてもよいとする解釈を、経産省としては採用できない旨を、再三にわたり述べていた。平成29年12月5日には、「管理課長、補佐、安検室長が話し合った上で、管理課の回答」として本件要件ハ捜査機関解釈を前提とする乾熱殺菌実験では「何の証明にもならない」との回答が内示され（甲166の7）、平成30年1月26日に行われた10回目の打合せでは、貿易管理課の出席者から「これ以上係員レベルで話をしても、正直平行線ではないか。」との発言がなされ（甲166の10）、同年2月2日には、警視庁公安部が提出した有識者4名分の聴取結果を踏まえてもなお、「当省は現段階では、警察が『滅菌、殺菌』できるということを満たしていないと判断している。」との考えが、その詳細な理由とともに示された（甲166の11）。

ところが、同年2月8日の打合せで、課長補佐は、それまでの貿易管理課の姿勢から一転、本件噴霧乾燥器1の規制該当性について肯定的な「回答」を出すとの方針を示し（甲166の12）、その後、経産省は、警視庁公安部による捜査事項照会（丙2）に対し、「同照会における添付資料の内容を前提」とすれば規制要件に「該当すると思われる」との回答を行った（丙3）。

イ 平成30年2月8日の打合せで経産省が述べた内容

しかし、経産省捜査メモに詳細に書き留められた平成30年2月8日の

課長補佐の供述によれば、経産省は、理論的に本件要件ハ捜査機関解釈を採用したものではなく、警視庁公安部が目論む捜索差押許可の取得に耐える回答を行うという、いわば抜け道を提示したものに過ぎなかった。

すなわち、同日の打合せに出席した課長補佐は、「状況が厳しくなった場合に、後でこちらが限りなくグレーだけど、該当とは言い切れないとハシゴを外すような形になる可能性もありうる。後で警察に対し面子を潰して迷惑をかけてしまうのではと懸念している。その辺を理解した上で、やるのであればガサをするのは構わない。ガサに入ったからには該当と言い切ってもらわないと困る、となるのはこちらとしてはリスクが高すぎる。本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく、（別件捜査と表だっていえないが、）できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。当省が該当と判断した後になって、大川原社が、運用通達の解釈が曖昧だから、該当とは全く思わなかった、同じ条文である外国が該当と判断していないのにおかしいと外国との相場観で争ってきた時に、経産省の規制の仕方が曖昧だったのではとなってしまう、勝てない。」「公安部長が盛り上がっているのは耳に入ってきている。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。」「どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。顛末を報告しないといけないので。この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長と相談する。ただ部長は私（補佐）以上に右翼的なので、大丈夫かなと。ガサができるように、表現ぶりを検討したいと思う。」など、経産省として正面から本件要件ハ捜査機関解釈を採用するのではなく、あくまで「ガサができるように」回答の表現ぶりを工夫する方法で対処する旨を述べていた（甲166の12）。

ウ 経産省の変化に至る事情

平成30年2月2日の打合せまで再三にわたり本件要件ハ捜査機関解釈を否定していた経産省が、その僅か6日後に協力姿勢に転じたことについて、■■■■警部補は、①警視庁公安部から経産省に対して新たな資料を提供した事実はない、②警部、警部補レベルではどうにもならないことで、警察の上層部から経済産業省にお願いをした、③係長であった■■■■警部がその当時、「もうどうにもならないので空中戦をやってもらうしかない」「上司にお願いしなければいけない」と言っていた、④同月8日の打合せの後、■■■■警部は「上に感謝しなきゃな」と言っていた、⑤経産省側が、公安部長の方から何か話が来ていることを聞いていますよと言っていたのを見聞きした覚えがある、などと証言した（証人■■■■8頁～10頁、20頁）。

かかる証言内容は、原審における■■■■警部補及び■■■■警部補の証言とも合致し（証人■■■■17～18頁、証人■■■■17～18頁）、また、平成30年2月8日の経産省捜査メモ（甲166の12）に記載された、「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入っている。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。」「どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。顛末を報告しないといけないので。この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長と相談する。ただ部長は私（補佐）以上に右翼的なので、大丈夫かなと。ガサができるように、表現ぶりを検討したいと思う。」との課長補佐の発言とも整合する。

さらにいえば、平成30年2月8日の経産省捜査メモには、同月2日の経産省への相談（甲166の11）以降に警視庁公安部から経産省に追加資料が提供された事実の記載もなければ、本件要件ハにかかる経産省の解釈を左右する新たな事情（例えば、他国において本件要件ハ捜査機関解釈と同様の運用がなされていることが判明したなど。）の記載もない。むしろ、

課長補佐は、「該当の可能性があるのか、ないのかといえば、あるといえるだろう。」「警察が『ガサに入ったのだから、クロにしてくれ。できる規定だから、該当でしょ。』となるのは勘弁してもらいたい。捜査が進展していくうちに、状況が厳しくなった場合に、後でこちらが、限りなくグレーだけど、該当とは言い切れないとハシゴを外すような形になる可能性もありうる。後で警察に対し面子を潰して迷惑をかけてしまうのではと懸念している。その辺を理解した上で、やるのであればガサをするのは構わない。ガサに入ったからには該当と言い切ってもらわないと困る、となるのはこちらとしてはリスクが高すぎる。」「当省が該当と判断した後になって、大川原社が、運用通達の解釈が曖昧だから、該当とは全く思わなかった、同じ条文である外国が該当と判断していないのにおかしいと外国との相場観で争ってきた時に、経産省の規制の仕方が曖昧だったのではとなってしまい、勝てない。」「照会文書の回答を出すにあたり、『表現ぶり』で調整するしかないを考える。・・・今回はひっくり返って、非該当と判断する状況もありうるので、「該当と思われる。」という文言は厳しく、該当の可能性を否定できないというのが一番いいと考えるが、どちらにしても、確度が低い回答となる可能性がある。」と、経産省による有権解釈として本件要件ハ捜査機関解釈を採用するものでないことを重々に留保したうえで、搜索差押許可を得るのに必要な限度で協力をするという考えを示していた。

以上の事実からすると、経産省が警視庁公安部の捜査事項照会に対して「該当すると思われる。」と回答したことは、法解釈として本件要件ハ捜査機関解釈を採用することを示したのではなく、上層部間の折衝を踏まえ、搜索差押許可を得るのに必要な限度で協力したものに過ぎないのであって、これをもって、経産省が本件要件ハ捜査機関解釈と同一の有権解釈を示したとは到底いえない。

(6) 小括

以上のとおり、原審は、本件要件ハ捜査機関解釈が本件通達の文理解釈として不合理でなく、警視庁公安部が本件通達を定めた経産省に確認した上で本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことを理由に、法令解釈の点では警視庁公安部の捜査に違法はないと判断しているが、本控訴審で新たに提出された経産省捜査メモをはじめとする関係各証拠、並びに■■■■警部補の証言によれば、①経産省が本件通達を踏まえてもなお本件要件ハ捜査機関解釈を否定していたこと、及び②捜査事項照会に対する回答は経産省としての法令解釈を示したのではなく捜索差押許可を得るのに必要な限度で協力したものに過ぎないことは明らかであって、原審の判断は、かかる重要な事実を認定することなく行ったものであるから、相当でない。本控訴審において明らかになったこれらの事実を前提にすれば、本件要件ハ捜査機関解釈が経産省の有権解釈に沿うものでないことは明らかであり、警視庁公安部は貿易管理課との打合せを通じてこれを知りつつ、敢えて同解釈を採用したものであるから、その判断はおよそ合理性を欠くものと言わざるを得ない。

以下、警視庁公安部との打合せにおいて経産省が示していた見解を具体的に示しながら、法令解釈に関する各争点（争点(1)～(3)）について詳述する。

2 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるか（争点(1)）

(1) 殺菌の手法について

外為法に基づく噴霧乾燥器の輸出規制及びその要件を定めた本件省令は、同規制の導入に先立ち成立したA G合意を受けて定められた。本件要件ハにいう「殺菌」は、A G合意で定められた規制要件の「disinfected」の邦訳として採用された単語である。そして、A G合意にいう「disinfected」は、そのテクニカルノートにおいて、「殺菌効果のある化学物質を通じ」た手法すなわち薬液消毒を意味することが定められている（甲3、甲10）。

一方、A G合意のテクニカルノートに基づいて経産省の定めた本件通達は、滅菌と殺菌を区分することなく、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」について、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」としており、その文言のみからすると、滅菌のみならず殺菌についても、物理的手法を含むあらゆる手法を含む概念であるかのように読めなくはない。

しかし、輸出管理規制においては国際的に合意された事項を国内法に反映するのが原則であるところ、本件通達が、経産省により敢えて国際合意と異なる定義を定める趣旨で定められたのか、それとも、国際合意と異なる規制を置く趣旨でないにもかかわらず、結果として国際合意と異なる解釈を許す文言となったのかは、明確でない（少なくとも、本件通達が前者の趣旨で定められた旨を示す証拠はない。）。

そして、貿易管理課は、警視庁公安部との一連の打合せにおいて、「殺菌」に明確な定義や手法がなかった旨を繰り返し指摘していたことに加え、当該打合せと並行して、「殺菌について、一般的／標準的解釈がない」との認識を前提に（甲 1 6 7）、A G参加他国に対して、本件要件ハに相当する要件を巡る規制状況を照会することを、貿易審査課を巻き込んで検討していた。

また、日本だけが「殺菌」につき手法を限定せず、乾熱等の薬液消毒以外の手法でも「殺菌」できる機器を規制したとしても、A G参加他国はその機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法の解釈としては不合理である。この点、貿易管理課は、警視庁公安部に対し、A G参加他国に乾熱殺菌を該当としている国はないこと、米・英はC I P機能（薬液消毒の機能）付き、デンマークでは蒸気「滅菌」機能付きを本件要件ハに相当す

る要件に該当するとしていることも明らかにした上で（甲１６６の６）、「他国との並びを見る必要がある」こと（甲１６６の６）、日本のみ他国が規制していない機器を規制対象とする解釈を取ることは「おかしく、また意味が無い」こと（甲１６６の１０）等を述べていた。

これらの事実からすると、本件要件ハにいう「殺菌」の手法について、経産省の定めた本件通達は、文言上は乾熱殺菌を含むとの誤解を生む余地があるものの、立法者である経産省の意図は、ＡＧにおいて国際的に合意された「disinfected」と異なる概念を日本独自に定めたものではなかったとの事実が、優に認められる。

従って、本件要件ハにいう「殺菌」の手法は、ＡＧ合意における「disinfected」と同様に、殺菌効果のある化学物質を用いた手法に限られると解釈することが合理的である。

なお、控訴人らは、外為法４８条１項等の趣旨を指摘し、「方法を問わず、およそ危険性の高い細菌等の微生物を『殺菌』することができれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられることから、輸出管理の必要性が高い」等と主張する。しかし、日本が「殺菌」につき手法を限定せず、乾熱等の薬液消毒以外の手法でも「殺菌」できる機器を規制したとしても、ＡＧ参加他国はその機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法の解釈としては不合理であることや、経産省も同様の認識を示していたことは上記のとおりである。

その他、経産省が、本件省令制定当時、本件要件ハの「殺菌」につき、ＡＧ合意と異なる解釈を採用することを検討していたことを示す証拠はなく、本件捜査当時はもちろん現時点においても、経産省がＡＧ合意と異なる解釈を採用するに至った理由やその必要性を示す具体的根拠は、何も提示されて

いないのであるから、控訴人らの主張は失当である。

(2) 殺菌の手法に関する判断の不合理性

上記のとおり、本件要件ハにいう「殺菌」の手法は、A G合意における「disinfected」と同様、殺菌効果のある化学物質を用いた手法により細菌の感染力を破壊することを指すものと解釈することが相当である。

そして、貿易管理課は、警視庁公安部の相談に対し、平成29年12月8日には「『C I P付を該当とする』という判断を出すこともあり得る」(甲166の8)、平成30年1月16日には「審査課は、『外国と足並みを揃えた規制となること、日本だけ突出して厳しい規制とならない判断基準』を模索している」(甲166の9)、同月26日には「(根底にある考えとしては)他国とのバランスが大切。日本でのみ乾熱殺菌器を輸出規制対象とすることはおかしく、また意味のないことである。」「各国の基準を確認し、バランスの取れる回答をしたいというのが本音。つまり、たとえ『生物兵器が製造できて、作った菌を殺せる器械』であっても、日本だけが輸出を規制しても意味がない。A Gに参加している他国が同じ性能の器械を輸出できるのであれば、本末転倒。」「これ以上係員レベルで話をしても、正直平行線ではないか。」

(甲166の10)と述べるなど、特に一連の打合せの終盤において、A G合意と異なる規制を日本独自に行う意図がないことを強調していた。

このような事実経過からすると、警視庁公安部は、経産省が本件通達において、A Gにおいて国際的に合意された内容と異なる規制を日本独自に行おうとするものでないことを、把握していたことが認められる。

それにもかかわらず、警視庁公安部は、平成30年2月8日の打合せを前に経産省の上層部に働きかけ、同日の打合せに出席した貿易管理課の課長補佐をして、「本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく、(別件捜査と表だっていえないが、)できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。」「公安部長が盛り上がっているのは耳に入ってきてい

る。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。」「どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。顛末を報告しないといけないので。この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長と相談する。」など、搜索差押許可を得るために回答の記載ぶりを工夫する方法での協力を引き出した（甲 1 6 6 の 1 2）。

このように、警視庁公安部は、経産省が本件通達において、A G 合意と異なる規制を日本独自に行うものでないこと、また、本来は乾熱殺菌を規制する趣旨でないことを把握していたにもかかわらず、搜索差押許可を得るために、かかる経産省の有権解釈を捻じ曲げさせて、本件各噴霧乾燥器が外為法上の規制対象物件に該当するかについて、貿易管理課をして、「同照会における添付資料の内容を前提」とすれば規制要件に「該当すると思われる」との回答を出させたのである。

なお、これらの経緯が記載された経産省捜査メモを読んだ公判担当検事は、公訴取消の方針を警視庁公安部に報告した際、『意図的に、立件方向にねじ曲げた。』という解釈を裁判官にされるリスクがある。」「裁判官の心証が悪くなる」と述べている（甲 1 7 6 の 9）。

以上の事実を前提にすれば、警視庁公安部は、本件要件ハの解釈等に関連して、外為法及びその関連政省令を所管し、その解釈権限を有する経産省の貿易管理課との間で複数回にわたり相談を行い、本件通達が A G 合意と異なる日本独自の規制を定めたものでない旨の経産省の見解を聴取したにもかかわらず、かかる経産省の有権見解を捻じ曲げさせて、搜索差押許可の取得に耐えうる文言の回答を取り付け、捜査を進めたのであるから、本件省令ハの「殺菌」の手法について乾熱殺菌を含むものにした警視庁公安部の判断は、法令解釈として、到底合理性を有するものではない。

3 本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に規定された細菌の一種類でも殺菌することが

できれば足りると判断したことが不合理といえるか（争点(2)）

(1) 殺菌を要する菌について

本件要件ハの文言上、殺滅を要する菌は限定されていない。薬液消毒においては、使用する消毒薬の選択次第で滅菌と同様の効果を得られるから（甲 8・18 頁）、「disinfected」を薬液消毒と定義付ける A G 合意のもとでは、殺菌を要する菌は何かという命題は噴霧乾燥器の性能とは無関係であり、本件要件ハの解釈論としてそもそも問題とならない。

他方、仮に殺菌の手法が薬液消毒に限定されないとした場合、すなわち物理的手法である乾熱殺菌なる概念を認める場合には、乾熱によりいかなる菌を殺滅できることを要するかが問題となりうる。

警視庁公安部はこの点、本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると考え、貿易管理課との一連の打合せにおいて、経産省の解釈を確認していた。

これに対し、貿易管理課は、本件要件ハに該当すると判断するためには滅菌や消毒の指標菌となる芽胞形成菌の殺滅が可能であることの証明が必要であると再三にわたり述べ（甲 166 の 1、甲 166 の 7～甲 166 の 9）、非芽胞形成菌であるペスト菌の殺菌が可能であることを示しても「METI として勝てない」「該当と判断することができない」（甲 166 の 7）、「ペスト菌の実験では勝てない」（甲 166 の 8）等と指摘していた。

また、日本だけが本件省令に定めるいずれかの菌を「殺菌」できる機器を規制したとしても、A G 参加他国は、（薬液消毒機能さえなければ）その機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法の解釈としては不合理である。

したがって、本件要件ハにいう「殺菌」の対象菌は、A G 合意における

「disinfected」の解釈と同様、何ら限定されないと解釈するのが相当である。

なお、控訴人らは、外為法４８条１項等の趣旨を指摘し、本件省令に定めるいずれかの菌を「殺菌」できれば、「当該特定の細菌等の微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施できることからして、当該装置が生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高い」等と主張する。しかし、日本だけが本件省令に定めるいずれかの菌を「殺菌」できる機器を規制したとしても、ＡＧ参加他国は、（薬液消毒機能さえなければ）その機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法の解釈としては不合理であることは上記のとおりである。

その他、経産省が、本件要件ハの「殺菌」につきＡＧ合意と異なる解釈を採用することを検討していたことを示す証拠や、経産省がＡＧ合意と異なる解釈を採用するに至った理由やその必要性を示す具体的根拠が提示されていないのであるから、控訴人らの主張は失当である。

(2) 殺菌を要する菌に関する判断の不合理性

上記のとおり、本件要件ハにいう「殺菌」の対象は、ＡＧ合意における「disinfected」と同様、特定の細菌に限定されるものでなく、本件省令２条の２第１項２号に規定された細菌の何らかの種類（例えば、大腸菌）を殺滅することができれば足りるという解釈は相当でない。

そして、貿易管理課は、警視庁公安部の相談に対し、平成２９年１２月５日には「指標菌は *Bacillus atropaeus* [ママ] じゃないと何の証明にもならない。ペスト菌の類似菌を殺滅できることを証明してきても、大川原社が日本薬局方の滅菌法に沿った実験結果を持って反証した場合、ＭＥＴＩとして勝てないことから、該当と判断することができない。殺菌という定義があい

まいな以上、日本薬局方の乾熱滅菌法に定められた指標菌、時間、温度で実験した結果で判断すべきだと考える。」(甲166の7)、同月8日には「滅菌または殺菌の方法については、日本薬局方の滅菌法しか定義がない。殺菌については定義も基準もないので、乾熱の実験であれば、芽胞菌でやらないと何の証明にもならないのではないか。」(甲166の8)、平成30年1月16日には「滅菌殺菌定義のうち、公知の方法が薬局方の『滅菌法』だけなので、そこに記載のある *Bacillus atropaeus* [ママ] 以外では回答できない。」(甲166の9)、同月26日には「滅菌は認めるが殺菌の範囲が定まっていないため、滅菌以外で該当と言うことは厳しい。」(甲166の10)と述べ、さらに、警視庁公安部が本件要件ハ捜査機関解釈に沿った有識者4名分の聴取結果を提示した後に行われた同年2月2日の打合せにおいても、『殺菌』は曖昧で定義がない。有識者の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって『殺菌』としているが、『個々の菌を殺滅できた』としても、生物兵器としてどの菌が使われるか分からないものを一括りに『殺菌できた』と言えるのか。」と述べるなど、一貫して、何らか一種類の細菌を殺滅することをもって「殺菌」に該当するとの警視庁公安部の考えが、経産省の見解と異なるものであることを説明していた。

このような事実経過からすると、警視庁公安部は、経産省が本件通達に関し、何らか一種類の細菌を殺滅することをもって「殺菌」であるとの解釈をしていたものでないことを、一連の打合せを通じて把握していたことが認められる。

それにもかかわらず、警視庁公安部は、上記のとおり、平成30年2月2日の打合せと同月8日の打合せの間に経産省の上層部に働きかけ、同日の打合せに出席した貿易管理課の課長補佐をして、「本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく、(別件捜査と表だっていえないが、)できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。」など、搜索差押

許可を得るために回答の記載ぶりを工夫する方法での協力する旨の方針を引き出した（甲１６６の１２）。

このように、警視庁公安部は、経産省が本件通達において、何らか一種類の細菌を殺滅することをもって「殺菌」とするとの解釈を示したものでないことを知りつつ、搜索差押許可を得るために、かかる経産省の有権解釈を捻じ曲げて、本件各噴霧乾燥器が外為法上の規制対象物件に該当するかについて、貿易管理課をして、「該当すると思われる」との回答を出させたのである。

これに加えて、貿易管理課の「該当すると思われる」との回答には「同照会における添付資料の内容を前提」との留保が付されていたところ、警視庁公安部は、照会書の添付資料として、本件省令２条の２第１項２号に規定された細菌の一種類でも殺滅することができれば「殺菌することができる」といえる旨の有識者４名の見解を記載した、聴取結果報告書を提供していた（丙２【資料１７】～【資料２０】、丙８【資料１７】【資料１９】【資料２０】）。しかし、これら４名の有識者はいずれも微生物学者であり、外為法の解釈に関する専門的知見を有するものではないし、実際、捜査員に対して自らの見解として法解釈を述べたことはないと述べている（甲１５９、甲１６８～甲１７２）。

以上の事実を前提にすれば、警視庁公安部は、本件要件ハの解釈等に関連して、外為法及びその関連政省令を所管し、その解釈権限を有する経産省の貿易管理課との間で複数回にわたり相談を行い、本件通達が、乾熱で何らか一種類の菌を死滅させることができれば足りるとの趣旨で規定されたものでない旨の経産省の見解を聴取したにもかかわらず、４名の有識者が警視庁公安部の考えに沿った見解を示しているかのような報告書を添付して経産省を誤信させ、さらには、搜索差押許可を得るための協力をするよう経産省上層部に働きかけて、搜索差押許可の取得に耐えうる文言の回答を取り付けて捜査を進めたのであるから、本件省令ハの「殺菌」について本件省令２条の２

第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りるとした警視庁公安部の判断は、法令解釈として、到底合理性を有するものではない。

4 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるか（争点(3)）

(1) 曝露防止構造の要否について

本件要件ハの趣旨は曝露防止にあるから、曝露を防止することができず、作業者の安全が確保されない噴霧乾燥器をも規制の対象に含まれるとの解釈は、法令の予定するところではない。文言解釈としても、曝露が生じるということは、内部の細菌が生きのまま外部に漏れることを意味するから、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当しないと解される。

そして実際、貿易管理課は、警視庁公安部との打合せにおいて、本件要件ハをAGの記録にある「製造前後のばく露防止」に沿って解釈していること（甲166の4）、本件要件ハの趣旨からオープン型では細菌兵器の製造はできないと判断すべきであり、排風口から漏れない実験も必要と考えられること（甲166の7）、「クローズでないとだめ」、「『フィルターで菌が1匹も漏れなければ』位のレベル」が必要との指摘が省内にあること（甲166の9）等を述べ、刑事事件の起訴後においても、「弁護側の主張である、曝露してしまうから条件のハに当たらないという主張が間違っているとは、経産省としてはいえない」との見解を明確に示している（甲184）。

これらの事実からすると、経産省は、本件通達において曝露防止構造を要する旨を特に明記していないものの、本件要件ハの解釈として曝露防止構造を要しないとは解しておらず、曝露防止構造を有しない噴霧乾燥器を規制するつもりはなかったとの事実が、優に認められる。

(2) 曝露防止構造の要否に関する判断の不合理性

上記のとおり、本件要件ハのいう「内部の・・・殺菌をすることができる」に該当するには、細菌を噴霧乾燥器の内部から漏れることなく死滅させることを要する、すなわち、曝露防止構造を有することを要するという解釈が相当である。

そして、貿易管理課は、警視庁公安部の相談に対し、平成29年12月5日には「排風口から漏れないという実験も必要だと考える。」(甲166の7)、平成30年1月16日には「そもそもクローズド器であれば・・・というのは、・・・菌の漏れに問題が生じにくいという点からである。」「フィルターで菌が1匹も漏れなければ」位のレベルを審査課で問われる。」(甲166の9)、同月26日には「オープン型クローズ型での漏れ防止・・・等々色々細かな疑問はある」(甲166の10)と述べ、一貫して、規制対象と回答するには曝露防止が必要であることを強調していた。

また、警視庁公安部自身、本件各噴霧乾燥器が外為法上の規制対象物件に該当するかの捜査関係事項照会書の添付資料として、「H E P Aフィルタの設置により、粉体が漏れない状態を保つことが可能である」とする資料を経産省に提示し(丙2・3頁)、貿易管理課は、当該資料の内容を前提として「該当すると思われる」との回答を行っている(丙3)。

このような事実経過からすると、警視庁公安部は、経産省が本件通達のもとでも、本件要件ハのいう「内部の・・・殺菌をすることができる」に該当するには、細菌を噴霧乾燥器の内部から漏れることなく死滅させることを要する、すなわち、曝露防止構造を有することを要すると解釈していたことを把握していたことが認められる。

それにもかかわらず、警視庁公安部は、上記のとおり、平成30年2月2日の打合せと同月8日の打合せの間に経産省の上層部に働きかけ、同日の打合せに出席した貿易管理課の課長補佐をして、「本件器械の該当性のみで最

後までいくのではなく、（別件捜査と表だっていえないが、）できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。」など、搜索差押許可を得るために回答の記載ぶりを工夫する方法での協力を引き出した（甲166の12）。

このように、警視庁公安部は、経産省が本件通達のもとでも本件要件ハに該当するには曝露防止構造を有することを要すると解釈していたことを知りつつ、搜索差押許可を得るために、かかる経産省の有権解釈を捻じ曲げさせて、本件各噴霧乾燥器が外為法上の規制対象物件に該当するかについて、貿易管理課より、「該当すると思われる」との回答を取り付けて捜査を進めたのであるから、本件省令ハにつき曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないとした警視庁公安部の判断は、法令解釈として、到底合理性を有するものではない。

5 ■ 検事の判断の不合理性

原審は、本件要件ハ捜査機関解釈が本件通達の文言等に照らして不合理とはいえないこと及び警視庁公安部が経産省との相談を経て本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことを前提に、本件勾留請求及びその延長請求並びに本件公訴提起に関して■ 検事が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことについて、違法とはいえないと判示した（原判決64頁9～15行目）。

しかし、上記のとおり、本控訴審で新たに提出された経産省捜査メモをはじめとする関係各証拠によれば、経産省は、本件通達の存在を前提としながら再三にわたり本件要件ハ捜査機関解釈を否定していたのであるから、本件要件ハ捜査機関解釈は、経産省の有権解釈に沿うものとは到底いえず、法令解釈として到底合理性を有するものではない。

そして、■ 検事は、本件要件ハ捜査機関解釈が本件通達を前提とした経産省の見解に沿うものでないことや、警視庁公安部がこれを知っていながら敢え

て本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことを、経産省捜査メモの内容を自ら確認し、あるいは前任検事から引き継ぎを受けて、知っていた（少なくとも容易に知り得た）のであるから、本件勾留請求及びその延長請求並びに本件公訴提起に関して本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことは不合理であり、国賠法 1 条 1 項に照らし違法である。

この点については、被控訴人ら第 2 準備書面 9 頁から 22 頁において詳述したとおりであるから、ここでは再論しない。

第 2 捜査機関が本件要件ハ捜査機関解釈を前提に本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たると判断したことが不合理であること（ 警部補及び 警部補の証言を踏まえて）

1 はじめに

原審は、警視庁公安部（及び 検事）が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことそれ自体は不合理ではなかったとしつつ、本件要件ハ捜査機関解釈を前提に警視庁公安部が本件各噴霧乾燥器を規制対象に当たると判断し、被控訴人大川原ら 3 名を逮捕したことは、合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであり、国賠法上違法であると判示した。

原審が捜査機関の本件要件ハ捜査機関解釈の採用を合理的と判断したことの不当性は本書面「第 1」記載のとおりである。一方で、後述する原審が判断の基礎とした事情に照らせば、原審が本件各噴霧乾燥器を規制対象に当たるとした警視庁公安部の判断の不合理性を認定したことは正当である。

これに対し、控訴人らは本控訴審において、後述のとおり、原審が判断の基礎とした事実が存しないことや原審の事実評価が逆算的であるなどとして、原審の判断が誤りであると主張する（控訴人ら控訴理由書 16 頁以下）。しかし、控訴人らの主張は全く当を得ておらず、また、本控訴審において証人として出廷した 警部補（以下「 警部補」という。）の証言は全く信用できな

いから、控訴人らの主張は失当である。

以下、まずは原審が判断の基礎とした事情について再論し、次に本控訴審において顕出された■■■■警部補の証言に基づき主張を補充する。その後、控訴人らの主張が失当であることの反論を行う。

2 原審が判断の基礎とした事実

(1) はじめに

原審は、①警視庁公安部が亡相嶋や被控訴人会社の役職員から「測定口」について具体的な理由とともに温度が上がりにくいとの指摘を受けたこと、②指摘箇所の再度の温度測定が犯罪の成否を見極める上で当然に必要な捜査であること、③再度の実験を行っていれば本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたことを認めた上で、④警視庁公安部が、再度の実験を行わないまま「バグフィルタ下部」（本件噴霧乾燥器１）ないし「ダクト内」（本件噴霧乾燥器２）を最低温箇所であるとして、これを前提に本件各噴霧乾燥器を規制対象であると判断したことは、国賠法上違法であると判示した。

(2) 被控訴人会社役職員らの指摘

すなわち、被控訴人会社の■■■■である■■■■は、平成３０年１２月１４日、警視庁公安部の任意聴取において、被控訴人会社製の噴霧乾燥器の温度の上がりにくい箇所について、以下のとおり供述していた（乙４５）。

- ・ （乾熱殺菌について）これはむずかしいんじゃないですか。専用設計していなければ、ＳＤの構造上、熱風を入れるくらいしか方法はないが、**袋小路は温度が上がらない**のではないかと。
- ・ 具体的には、粉が通るところで言えば、出口温度センサー、サイクロン

の入口出口の圧力センサー、機種にもよるが、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっている。熱風が通り抜けず滞留するため、温度の上昇は壁面の熱伝導のみとなり、排風口よりもぐんと温度は下がると思う。

(「・」、下線及び太字は被控訴人ら代理人による。)

また、被控訴人会社の■■■■■である■■■■■は、同月25日、警視庁公安部の任意聴取において、被控訴人会社製の噴霧乾燥器の温度の上がりにくい箇所について、以下のとおり供述していた(乙30)。

- ・ 温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみではなかなか暖まらない

(「・」、下線及び太字は被控訴人ら代理人による。)

さらに、被控訴人会社において長年技術部ないし開発部で勤務し、これらの部課長職を歴任してきた■■■■■も、同月25日、警視庁公安部の任意聴取において、被控訴人会社製の噴霧乾燥器の温度の上がりにくい箇所について、以下のとおり供述していた(乙44)。

- ・ 当社のSDでは、機械のポイントごとに計測器(圧力計等)を設置しており、計測器の周りを金属で覆っているため、その隙間に粉体が入る。計測器は袋小路になっており、風の流れができないので、その中に熱が伝わらないので、ハについては該当しないと思う。
- ・ 熱伝導で多少計測器付近も温度は上昇するかもしれないが、断熱材を覆っていない(取り外して計測器の周りの粉体を洗浄の際に邪魔だから)ためすぐに放熱してしまい、温度は上がらないはずである。

(「・」、下線及び太字は被控訴人ら代理人による。)

このように、警視庁公安部は、任意の取調べの開始直後である平成30年12月に、被控訴人会社の役職員3名より測定口の温度が上がりづらい旨を聴取しており、その理由も「袋小路」(風の通りにくい箇所)という共通かつ

具体的なものであった。

(3) 亡相嶋の供述

これら従業員らの供述に加え、亡相嶋は、平成31年1月の取調べにおいて、①噴霧乾燥器の殺菌評価すべき場所は内壁面であり、排気温度が100℃であっても全ての内壁面はそれ以下であること、②マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、被控訴人会社の噴霧乾燥器で殺菌はできないことを、担当した取調官（後述の■■■警部補）に説明していた。

このことは、亡相嶋が同月28日に社内向けに発信したメールから裏付けられる（甲27）。亡相嶋は、同メールの中で、自身が直前の1月15日から1月16日及び1月24日から1月25日に受けた任意聴取（乙16の1～乙16の4）（以下総称して「本件任意聴取」という。）において、警視庁公安部に対し、「スプレードライヤの殺菌評価すべき場所は内壁面であり、排気温度が100℃であっても全ての内壁面はそれ以下であること、またマンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ない」として、本件噴霧乾燥器の温度が上がらない箇所について指摘を行ったこと等を報告していた。

同メールは、亡相嶋が会社内部向けに作成したメールであり、当時は亡相嶋による警視庁公安部への指摘の有無が争点になるなど思いもよらない状況で作成されたものであり、それ自体信用性が高い。なお、当時警視庁公安部に所属し捜査を担当していた■■■警部補も、同時期、同メールの記載内容と同趣旨の指摘が亡相嶋からあったという報告を、本件任意聴取を担当した捜査員から受けた旨証言している（証人■■■8頁、33頁）。

(4) 実験により「測定口」が最低温箇所であるとの特定が容易であったこと

被控訴人会社が本件各噴霧乾燥器と同型器を用いて行った温度測定実験により、「測定口」が最低温箇所であることは容易に特定された（甲15～甲1

9、甲21)。

なお、測定口の温度が上がりづらいことは、被控訴人会社及び被控訴人大川原らの弁護人が関与した最初の実験により容易に把握できた（本件噴霧乾燥器2については令和2年4月24日の実験（甲190）、本件噴霧乾燥器1については令和2年4月28日の実験（甲144）。なお、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定の経緯については、控訴人都の控訴に対する答弁書60頁以下もご参照）。

3 本控訴審において新たに判明した事実（ 警部補の証言）

(1) 警部補の証言内容

 警部補は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所に係る捜査本部内の認識について、大要、以下のとおり証言した。

- ・ 警視庁公安部は、 （乙45）・ （乙44）・ （乙30）から、温度が上がらない箇所があるという指摘を受けていた（証人 12頁7～20行目）
- ・ 被控訴人会社の役職員からの指摘は、取調べメモのコピーが捜査員全員に配布されることにより共有されていた（証人 12頁21～25行目）ほか、捜査会議内でも報告がされていた（証人 12頁26行目～13頁3行目）
- ・ 警視庁公安部は、亡相嶋からも温度が上がらない箇所の指摘を受けていた（証人 13頁7～9行目）
- ・ 被控訴人会社の役職員や亡相嶋の指摘を受けて、 警部補が 警部に対して補充捜査の進言を行ったほか（証人 13頁10～14行目）、捜査員の中でも温度測定実験に不足があるのではないかという疑問の声が上がっていた（証人 13頁4～6行目）
- ・ 警部は、「被控訴人会社の役職員が温度の上がない箇所の指摘をし

ている」という報告に対して「あえて無視しよう」という姿勢を示していた（証人■■■■ 15 頁 14～17 行目）

- ・ ■■■■警部補は、■■■■警部に対して補充捜査実施の進言を行ったところ、■■■■警部から「やったら（温度が）出ないだろう」「事件をつぶして責任を取れんのか」と言われた（証人■■■■ 13 頁 23 行目～14 頁 10 行目）
- ・ ■■■■警部は、■■■■警部補に対し、「別の試験で温度測定をしたら（殺菌ができない）温度が出るのか」と問い、■■■■警部補が「出る」と回答すると「じゃあ、やらない方がいいなあ」と発言した（証人■■■■ 21 頁 19 行目～22 頁 1 行目）

(2) ■■■■警部補の証言が信用できること

■■■■警部補は、平成 26 年から平成 31 年 3 月まで警視庁公安部外事一課に勤務していたところ、本件事件には書類管理等の業務に従事しており、■■■■警部が常駐する警視庁本部の執務室にいたことが多かった（証人■■■■ 17 頁 9～14 行目）。そのため、■■■■警部補は、捜査会議や各捜査員の報告の場に居合わせ、■■■■警部や他の捜査員の反応を見聞きすることのできる立場にあったと認められる。

また、■■■■警部補の証言は迫真性があり、内容も具体的であるうえ、原審における■■■■警部補や■■■■警部補の証言とも整合する。加えて、捜査員の一人であった■■■■警部補において、敢えて警視庁公安部に不利な虚偽の証言を行う動機も存しない。

したがって、警視庁本庁内での■■■■警部及び捜査員の言動に関する■■■■警部補の証言は信用することができる。

(3) ■■■■警部補の証言は原審の判断を補強すること

前記 2 で述べたとおり、原審は、被控訴人会社の役職員 3 名及び亡相嶋が、任意の取調べにおいて、「測定口」にあたる箇所について具体的な理由とともに温度が上がりにくい旨の指摘を行っていたこと、■■■■警部がこれらの供述

について報告を受けていたこと、及び、■警部が指摘の箇所について再度の温度測定を行わなかったことを認定しているところ、■警部補の証言は、原審の認定に合致する。

さらに、■警部補は、被控訴人会社の役職員3名及び亡相嶋の指摘について、①■警部が「あえて無視しよう」という姿勢を示していたこと、(証人■15頁14～17行目)、②■警部補が■警部に対して補充捜査の進言を行い(証人■13頁10～14行目)、捜査員の中でも温度測定実験に不足があるのではないかとという疑問の声が上がっていたこと(証人■13頁4～6行目)、③そのような状況の下で、■警部補が、■警部から「やったら(温度が)出ないだろう」「事件をつぶして責任を取れんのか」と言われたこと(証人■13頁23行目～14頁10行目)を証言しているところ、これらの証言は、原審の認定する上記事実と不整合な点はないばかりか、原審における■警部補の証言(証人■9頁、34頁、39頁、41頁)とも合致する。

これら合致する証言の内容からすると、■警部は、被控訴人会社の役職員3名及び亡相嶋から温度の上がりづらい箇所の指摘がなされたことの報告を受け、再度の温度測定の結果によっては犯罪の成立を否定する証拠となりうる、すなわち再度の温度測定が犯罪の成否を見極める上で必要な捜査であることを認識していたにもかかわらず、立件の妨げとなることを避けるため、敢えて再度の温度測定を行わなかったことが認められる。

なお、■警部は、原審において、捜査員からの再測定の進言を否定する証言を行っているが(証人■13頁21行目～14頁1行目)、■警部は、被控訴人会社役職員3名の供述についても「私、その辺の記憶がございません。そのような記憶はありません。」「当時は認識したかもしれませんが、他の技術者とか裏付け等いろいろ総合的に判断して、特に実験結果なんかを示した根拠のある話ではあるわけではございませんので、流してしまったの

かもしれません。」と述べるなど、不合理な弁解に終始しており、その証言は信用できない。

したがって、■■■■警部補の証言は、■■■■警部において再度の温度測定が犯罪の成否を見極める上で必要な捜査であることを認識していたことを基礎づける点において原審の判断を、一層強固に裏付ける補強証拠ということができる。

4 控訴人都の主張の不当性（■■■■警部補の証言の信用性が欠けること）

(1) はじめに

控訴人都は、本控訴審において、①原審が判断の基礎とした亡相嶋の供述は存せず、②被控訴人会社の役職員の指摘に対する原審の事実評価は逆算的であり、③たとえ温度測定実験を行ったとしても、「測定口」が最低温箇所であると特定することは容易ではなかったとして、原審の判断が誤りであると主張する（控訴人都控訴理由書 16 頁以降）。

そして、本控訴審において、本件任意聴取を担当した■■■■警部補は、亡相嶋から被控訴人会社製噴霧乾燥器の温度が上がらない箇所の指摘を受けたことはなかったとして、上記①の控訴人都の主張に沿う証言をした。

しかし、以下に詳述するとおり、■■■■警部補の同証言は全く信用できない。なお、②及び③に係る控訴人都の主張への反論は、控訴人都の控訴に対する答弁書 33 頁以下において詳述したとおりであるから、ここでは再論しない。

(2) ■■■■警部補の証言内容

ア 本件事案に関する捜査本部の体制

■■■■警部補は、本件事案に関する捜査本部の体制について、大要、以下のとおり証言した。

- ・ 指揮官である■■■■警部から各取調官に対し、被疑者・参考人への取調

べ内容について指示が行われていた（証人■■■■ 1 0 頁 2 0 ～ 2 6 行目、1 1 頁 1 ～ 3 行目）。

- ・ 取調官は、取調べを行った後、■■■■警部を含む捜査幹部に対し、聴取内容の報告を行っていた。取調官の報告には、捜査幹部の他、他の捜査員やデスク（個々の取調べは担当せず、取調官の取纏めや、幹部や外部との繋ぎといった調整的役割を行う捜査員）も立ち会っていた（証人■■■■ 1 1 頁 4 ～ 1 0 行目）。
- ・ 捜査本部では、朝に定例の捜査会議が開催され、各取調官から捜査幹部や他の捜査員及びデスクに対して、前日の取調状況や聴取内容について報告が行われていた（証人■■■■ 1 8 頁 2 3 行目～1 9 頁 7 行目）。かかる報告・共有にあたっては、口頭その他、取調官及びその補助者の作成した取調メモのコピーが配布されていた（証人■■■■ 1 1 頁 1 7 行目～1 2 頁 4 行目）。
- ・ 朝の捜査会議は、デスクの班長を担当していた■■■■警部補が司会を務めていた（証人■■■■ 1 1 頁 2 5 行目～1 2 頁 1 行目）。朝の捜査会議には、■■■■警部補も出席し、取調べメモのコピーの共有を受けていた（証人■■■■ 1 3 頁 1 ～ 5 行目）。

イ 本件任意聴取の状況

■■■■警部補は、亡相嶋に対する任意聴取に関し、大要、以下のとおり証言した。

- ・ 亡相嶋から噴霧乾燥器の温度が上がりにくい箇所について指摘を受けたことはなく、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管といった名称を聞いたこともなかった（証人■■■■ 3 頁 1 4 ～ 2 0 行目、6 頁 5 ～ 8 行目）。
- ・ ■■■■警部補からも、噴霧乾燥器の最低温箇所について、亡相嶋に質問

したり認識を確認したことはない（証人 5 頁 2 ～ 4 行目）。

- ・ その理由は、他の捜査員が亡相嶋以外の被控訴人会社の複数の技術者から既に聴取を行うことで特定できていたことと（証人 5 頁 7 ～ 9 行目、23 頁 14 ～ 19 行目）、亡相嶋は既に第一線を退いていたことである（証人 5 頁 6 ～ 7 行目）。
- ・ 警部補は、被控訴人会社の他の役職員から噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所が存在する旨の指摘がなされていた事実を認識していなかった（証人 24 頁 10 ～ 15 行目）。

(3) 警部補の証言は信用できないこと

ア 警部補の、最低温箇所は亡相嶋以外の複数の技術者からの聴取により既に特定できていた旨の証言は、本件任意聴取までの他の技術者等の供述内容に照らし信用できないこと

警視庁公安部による被控訴人会社の役職員に対する任意取調べは、平成 30 年 12 月 11 日に開始された（甲 185・21 頁）。

このうち、平成 31 年 1 月 15 日（亡相嶋に対する第 1 回目の本件任意聴取の日）までに警視庁公安部から任意取調べを受けた被控訴人会社役職員（ただし、乾熱殺菌の供述を得たとして控訴人都が掲げるもの（都控訴理由書 20 ～ 26 頁））は、以下の 13 名であった。

1	平成 30 年 12 月 11 日		乙 7 の 5、乙 20
2	平成 30 年 12 月 13 日		乙 23
3	平成 30 年 12 月 14 日		乙 28
4	平成 30 年 12 月 14 日		乙 7 の 6、乙 73
5	平成 30 年 12 月 14 日		乙 45
6	平成 30 年 12 月 17 日		乙 39
7	平成 30 年 12 月 18 日		乙 29

8	平成 30 年 12 月 19 日	■■■■	乙 31
9	平成 30 年 12 月 20 日	■■■■	丙 33
10	平成 30 年 12 月 21 日	■■■■	乙 7 の 7
11	平成 30 年 12 月 25 日	■■■■	乙 5 の 1
12	平成 30 年 12 月 25 日	■■■■	乙 30
13	平成 30 年 12 月 25 日	■■■■	乙 44
14	平成 31 年 1 月 8 日	■■■■	乙 26
15	平成 31 年 1 月 9 日	■■■■	乙 24

これらの任意取調べで、警視庁公安部は、■■■■、■■■■及び■■■■の 3 名から、測定口にあたる部位が最低温箇所である旨の供述を得ていた。一方、■■■■ら 3 名を除く役職員 10 名のうち、最低温箇所についての言及を行ったのは 3 名（■■■■「装置の末端」（乙 7 の 5）、■■■■「バグフィルタから排気ファンのあたり」（乙 7 の 7）、■■■■「バグフィルタの一番下」（乙 5 の 1））のみであり、他の 7 名からの言及はなかった。

このように、最低温箇所について言及する被控訴人会社の役職員 6 名のうち、半数の 3 名が測定口について指摘を行っており、その理由も、熱風の通りにくい箇所という共通かつ理論的なものであった。バグフィルタ下部を最低温箇所と指摘する役職員もいたが、警視庁公安部において「■■■■らの供述とその余の従業員の供述を信用性等の面で特に区別する理由はない」のであるから（都控訴理由書 26 頁(3)）、単純な割合で見ても、測定口の存在は最低温箇所の言及として無視できない指摘であった。

亡相嶋に対する第 1 回の本件任意聴取が行われた時点までに、被控訴人会社の役職員から聴取していたこれらの供述を前提とすれば、当該時点において本件噴霧乾燥器の最低温箇所、及びこれに関する被控訴人会社の役職員の認識が「特定されていた」といえる状況になかったことは明らかである。

それにもかかわらず、■■■■警部補は、他の捜査員が亡相嶋以外の被控訴人会社の複数の技術者から既に聴取を行うことで特定できていた旨を証言しており、客観的状況と明らかに矛盾する。

イ ■■■■警部補の、被控訴人会社の役職員から噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所が存在するという指摘があったことを認識していなかった旨の証言は、■■■■警部補自身の証言と矛盾しており、弁解としての合理性を欠くこと

■■■■警部補は、被控訴人会社の役職員から被控訴人会社製の噴霧乾燥器に温度の上がりにくい箇所が存在するという指摘があったことを認識していなかったと証言する（証人■■■■ 24頁10～15行目）。

しかし、■■■■警部補は、警視庁公安部の乾熱殺菌理論において、装置内部の最低温箇所が何処かという点が非常に重要であるということは理解していたと自認している（証人■■■■ 16頁15～17行目）。また、■■■■警部補は、亡相嶋への本件任意聴取を行った当時、被控訴人会社の他の役職員がどのような供述をしているかを確認しており（証人■■■■ 24頁3～9行目）、本件任意聴取に先立って押収資料や聴取結果の確認も行っていたと述べている（証人■■■■ 1頁20行目～2頁2行目）。

また、前述のとおり、■■■■警部補も、被控訴人会社の役職員に対する取調べ内容や取調べメモのコピーは各捜査員に共有されていたと証言している。

このように、■■■■警部補は最低温箇所が非常に重要と理解しており、他の従業員の供述も確認しており、そして他の従業員からの供述で最低温箇所が特定できていたと述べているにもかかわらず、■■■■ら3名による最低温箇所の指摘のみ認識していない（見落とした）というのは、全く合理性を欠く。

ウ ■■■警部補の、亡相嶋は既に第一線を退いていたため最低温箇所について質問しなかった旨の証言は、■■■警部補自身の証言や他の捜査員の証言に照らし、弁解として合理性を有しないこと

■■■警部補は、本件任意聴取時、亡相嶋が既に第一線を退いていたことを理由に、亡相嶋から本件噴霧乾燥器の最低温箇所について聴取を行わなかった旨証言する。(証人■■■ 5 頁 2 ～ 9 行目)。

そもそも、警視庁公安部の捜査員は、亡相嶋が被控訴人会社の役職員の中でも特に噴霧乾燥器の構造に詳しいという共通認識を有していた上に(■■■調書 4 5 頁、■■■調書 3 5 頁、■■■調書 9 頁)、■■■警部補も、亡相嶋が被控訴人会社製の噴霧乾燥器の構造に詳しいという認識自体は有していた(証人■■■ 2 5 頁 9 ～ 1 2 行目)。また、■■■警部補は、被控訴人会社の他の役職員から、噴霧乾燥器に詳しい者は被控訴人大川原と亡相嶋である旨の発言(乙 4 4)があったことも認識していた(証人■■■ 1 6 頁 2 4 行目～1 7 頁 1 行目)。

こうした警視庁公安部の共通認識や被控訴人会社の他の役職員の発言を認識していたにもかかわらず、亡相嶋が本件任意聴取時に被控訴人会社の「顧問」という地位にあったという理由だけで、■■■警部補が亡相嶋に対して最低温箇所について質問を行わなかったとは考えられない。

エ 最低温箇所を亡相嶋に確認しなかったことについて、証言内で矛盾が生じ、かつ、そのことに合理的な弁解もないこと

■■■警部補は、亡相嶋の該非判定への関与の程度や故意に重点を置いていたため、本件任意聴取で亡相嶋から最低温箇所についての質問を行わなかった旨を証言する一方で(証人■■■ 1 5 頁 2 2 行目～1 6 頁 1 行目)、故意、すなわち「犯罪事実についての認識」について、亡相嶋から聴取しようと思っていた旨を証言している(証人■■■ 1 7 頁 2 3 行目～1 8 頁 4 行

目)。

しかし、警視庁の乾熱殺菌理論においては、本件噴霧乾燥器の内部温度（特に最低温箇所）は、犯罪事実を構成するものであって、温度が低い箇所についての亡相嶋の認識は、まさに「犯罪事実の認識」として故意に含まれるものである。

そのため、[]警部補が亡相嶋の故意を聞こうとしていたというのであれば、最低温箇所についての亡相嶋の認識の聴取は必須である。

従って、「亡相嶋の最低温箇所についての認識を確認しなかった」との証言と、「亡相嶋の故意重点を置いていた、亡相嶋の故意を聞こうと思っていた」という証言は、[]警部補自身の証言内で矛盾を来している。

被控訴人ら代理人及び裁判官は、この矛盾に関し、故意を聞こうとしたなら亡相嶋の最低温箇所の認識を聴取することが必要となる旨を繰り返す指摘ないし質問したが、[]警部補は、「そこはもう必要ないと自分の中では考えておりました。」「何と云えばいいですかね。まあ、あの・・・」、「最低温箇所はもう特定していたという認識でございましたので、相嶋さんから聞くことはございませんでした。」と曖昧又は的外れな回答を述べるのみで、合理的な説明を一切行わなかった（証人[] 17頁9行目～18頁19行目）。

取調べにおいて被疑者の故意を確認しようとすることは、取調官として当然に求められる自然な所作であり、この点に何ら疑問はない。そうである以上、[]警部補が本件任意聴取において、亡相嶋から本件事件の故意（犯罪事実についての認識）である最低温箇所についての認識を確認しないはずがない。[]警部補は、警視庁の乾熱殺菌理論において、最低温箇所がどこかという点が重要であることを認識していたというのであることを踏まえれば（証人[] 16頁14行目～17行目）、なおのことである。

よって、亡相嶋にこの点を確認しなかった旨の[]警部補の証言は、全

く信用できない。後述のとおり、実際は、亡相嶋から指摘を受けたものの、警視庁公安部の乾熱殺菌理論を崩壊させてしまうと考え、警視庁公安部が握りつぶしたものとするのが自然である。

オ ■警部補の「亡相嶋から壁面温度の指摘を受けながら、最低温箇所や温度の上がりにくい箇所について確認は行わなかった」とする証言の不合理性

取調べメモ（乙16の1・2枚目・上部）によると、亡相嶋は、本件任意聴取において、「壁面は外気との中間になってしまい温度が上がりにくい
ため、菌は死なないのではないか」という趣旨の指摘を行ったとのことである。また、■警部補も亡相嶋がこのような供述をしていたと証言する（証人■13頁26行目～15頁4行目）。

この点、■警部補は、被控訴人ら代理人の「壁面の温度が上がらない
という言及があったのであれば、最低温箇所や温度が上がりにくい箇所について、亡相嶋の認識を確認するのが自然ではないか」という質問に対し、「亡相嶋への取調べ以前に、大学等で「重なった菌が死滅する」ということは実験済みであったため、確認しなかった」旨証言した（証人■16
頁2～13行目）。

しかし、壁面の温度が上がらないことと、重なった菌を死滅させる実験との間には、何らの関連性もない。かかる■警部補の弁解は、場当たり的に捻り出されたものと言わざるを得ず、全く合理的ではない。

カ 結論

■警部補の証言は、要するに、①亡相嶋から甲27号証のメールに記載されるような指摘は受けておらず、②本件任意聴取時、亡相嶋に対して最低温箇所について聴取する必要性がなかったから、自らこれを亡相嶋に問うたこともないというものである。

①については、甲 27 号証のメールはその作成経緯から見て信用性が高く、これを裏付ける■■■■警部補や■■■■警部補の証言もあり、この点の信用性が無いことは明らかである。

②についても、そもそも、本件任意聴取時、警視庁公安部内で最低温箇所を特定するに足る被控訴人会社の他の役職員からの証言は得られておらず、本件噴霧乾燥器に通曉した亡相嶋の認識は、省くことなどできない聴取事項であった。

また、■■■■警部補は、本件任意聴取にあたり、亡相嶋の故意の聴取に重点を置いていたと述べるところ、本件噴霧乾燥器の殺菌性能についての認識は、故意を確認するためには避けて通ることができない聴取事項である。故意を重点事項としながら、最低温箇所については聴取をしていないというのは背理と言わざるを得ない。

亡相嶋が本件噴霧乾燥器内部の殺菌ができないと考えていたことは、取調べメモに記録されている壁面温度等の指摘からも明らかである。こうした亡相嶋の指摘について、その具体的な理由を質問しないなど、通常の実取官の対応としてあり得ない。

以上の状況を踏まえると、本件任意聴取時、■■■■警部補において、亡相嶋から最低温箇所について聴取する必要性が無いと評価できる状況になかったことは明らかであるから、②についても信用性はない。

したがって、■■■■警部補の証言は、到底信用できるものではない。

実際は、亡相嶋から、本件噴霧乾燥器の殺菌性能について、甲 27 号証のメールと同趣旨の指摘を受けたものの、警視庁公安部の乾熱殺菌理論を崩壊させてしまうと考えたため、警視庁公安部が握りつぶしたものとするのが自然である（前述の■■■■警部補の証言とも整合する）。

(4) 小括

以上のとおり、控訴人等は、警視庁公安部が亡相嶋から「測定口」の温度

が上がりにくいとの指摘を一切受けていないという■■■■警部補の証言は全く信用することができず、これを論拠とする控訴人都の主張も認められない。

この他の点についても、控訴人都の控訴に対する答弁書 33 頁以下に記載のとおり、控訴人都の原審判示に対する論難は当を得ていない。

よって、本件要件ハ捜査機関解釈を前提に警視庁公安部が本件各噴霧乾燥器を規制対象に当たると判断し、被控訴人大川原ら 3 名を逮捕したことは、合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであり、国賠法上違法であると判示した原審の判断は正当である。

第 3 被控訴人島田の取調べが違法であること（■■■■巡査部長の証言を踏まえて）

1 はじめに

(1) 原判決の事実認定及び判断

被控訴人島田に対する取調べに関し、原審は、被控訴人島田の供述調書及び取調べメモ等の証拠から、概要次の事実関係を認定した（原判決 90 頁～93 頁）。

すなわち、警視庁公安部は、被控訴人島田を含む被控訴人会社従業員への任意取調べにおいて、被控訴人大川原ら 3 名の故意及び共謀の有無を主な捜査の目的としており、被控訴人島田に対する取調べは■■■■警部補が担当した。

被控訴人島田の供述調書には、本件各噴霧乾燥器は（乾熱により）殺菌が可能であることを前提としたもの等がある一方、本件要件ハの「殺菌」の意味を被控訴人島田がどのように理解及び認識しているかについて、供述したものは一切存在しない。

また、被控訴人島田の取調べメモでも、被控訴人島田が、本件各噴霧乾燥器が殺菌をすることができる趣旨の発言をしたことは確認できるものの、本件各噴霧乾燥器の装置内部で特定の細菌が全て死滅させられるか否かについて発言した箇所は存在せず、また、被控訴人島田が殺菌についての警視庁公

安部の解釈の説明を受ける等したことを示す記載も存在しない。

原審は、上記の認定事実に基づき、[]警部補は、被控訴人島田に本件要件ハの「殺菌」の解釈を敢えて誤解させた上、被控訴人島田に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」をできる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認めるのが相当であり、かかる取調べは偽計を用いたものといえるから、違法と判断した（原判決 93 頁～96 頁）。

(2) 控訴人らの主張及び[]巡査部長の証言の要旨

上記(1)で述べた原審の判断に対し、控訴人らは、要旨、被控訴人島田は「殺菌」の解釈を誤解しておらず、[]警部補が被控訴人島田に殺菌の解釈を敢えて誤解させるようなことはできないこと、取調べメモや供述調書に「殺菌」の解釈を説明したことが記載されていなかったとしても不自然ではないこと等を主張し、原審の判断は誤りである旨を主張する。

そして、証人として出廷した[]巡査部長（以下「[]巡査部長」という。）は、上記控訴人らの主張に沿う証言をした。

しかし、上記の[]巡査部長の証言は信用できないし、仮に事実であったとしても、原判決の事実認定や評価に誤りはなく、控訴人らの主張は失当である。

以下では、[]巡査部長の証言につき、控訴人らの主張との関係で要点となる箇所の信用性がないことや、原判決の事実認定及び評価に誤りがないことを示す。

なお、被控訴人島田の取調べに関する争点につき、控訴人らの控訴審における主張及びこれに対する基本的な反論は、控訴人ら提出にかかる令和 6 年 5 月 22 日付け「控訴人らの控訴に対する控訴答弁書」66 頁及び 85 頁で既に行っているため、その全部を繰り返すことはせず、[]巡査部長の証言を踏まえて言及すべき点のみを補足する。

2 ■■■ 巡査部長の証言が信用できないこと等

(1) 被控訴人島田が、取調べにおいて、菌が1匹でも生き残っていれば感染してしまうのではないかと説明していた等の証言

■■■ 巡査部長は、被控訴人島田が、取調べにおいて、菌が1匹でも生き残っていれば感染してしまうのではないかと説明していた等と証言する（証人 ■■■ 3 頁等）。

しかし、■■■ 巡査部長が証言した被控訴人島田の発言とみられる記載は、供述調書にはないし、被控訴人島田の「殺菌」の理解に関して問答形式による記載がある取調べメモにさえ残っていない。かえって、被控訴人島田が、「今も滅菌殺菌が意味することが分からない」、「滅菌が菌がないこと、殺菌が菌が死ぬことぐらいの感覚しかない。」等と述べていたことは、取調べメモ上明らかである（原判決 9 1 頁～9 2 頁）。事実として被控訴人島田が「殺菌」につき「特定の菌」（しかも、省令のうち噴霧乾燥器を規制している箇所とは別の箇所に規定された菌）が「全て」死滅することであると理解していたのであれば、このような被控訴人島田の発言が出るはずはないし、その後のやり取りでも警視庁公安部の解釈と同一の「殺菌」の定義を前提としたやり取りが一節も取調べメモに残らないのは不可解というほかない。

また、■■■ 警部補が被控訴人島田の発言に対してどのように応答したかは、供述調書等はもちろん、■■■ 巡査部長の証言上ですら全く明らかではない。

上記に関連して、被控訴人島田ではなく ■■■ 警部補が「それ以上の環境を一定時間維持すれば、全て死滅して、感染する危険性もないのでは。それと、高度な殺菌と何が違うのか。」と述べたとされる取調べメモはある（乙 6 の 1 7）。しかし、その前に、■■■ 警部補は「全てを除去とは『滅菌』の解釈。」として、「滅菌」と異なり「殺菌」は「全て」の除去を要しないと示したうえで、「殺菌」の解釈は、「微生物の伝染能力、感染力を破壊すること。それが

イコール高度な殺菌とはならない。」と、殊更に量的な概念を外して「殺菌」について述べて被控訴人島田の理解を否定している。したがって、上記のやり取りにおいて、警部補が被控訴人島田に示した解釈は、「殺菌」が「滅菌」と異なり「全ての除去」を要しないというものでしかなく、「殺菌」につきいかなる目標をどの程度殺滅することを要するか述べたものではない。ゆえに、上記のやり取りをもって、警部補が被控訴人島田に対し、「殺菌」につき「特定の菌」を「全て」死滅させる必要がある概念と示したと考えるのは無理があるばかりか、むしろ、「殺菌」が「全ての除去」を要する「滅菌」と異なると示し被控訴人島田を一層混乱させるものでしかない（なお、菌が残っていても人への感染能力がない状態であることはあり得る。被控訴人ら控訴理由書64頁に示した教授の説明を参照。）。

したがって、巡査部長の証言する被控訴人島田の発言があったとは俄かに信じがたいし、百歩譲ってそのようなやり取りが1度あったところで、警部補が被控訴人島田に対して警視庁公安部の「殺菌」の解釈を正確に示していたということにもならない。

なお、控訴人らは、被控訴人島田が「死滅」という単語を用いたと主張し、その点に拘るようであるが、後の取調べにおいても、被控訴人島田が「死滅」という単語を用いている形跡はないことのほか、「死滅（させる）」という単語が「特定の細菌」「全て」を殺滅することと同義ではない（問題は「死滅」させる対象や量を警部補が示したかという話である）ことは、「控訴人らの控訴に対する控訴答弁書」82頁及び83頁でも述べているとおりである。

以上のとおりであるから、上記の巡査部長の証言は信用できないし、仮に事実であったとしても、原判決の事実認定や評価に誤りはない。

(2) 被控訴人島田に対して運用通達を示した等の証言

巡査部長は、要旨、警部補が被控訴人島田に対して運用通達を示していたことを理由に、被控訴人島田が警視庁公安部の「殺菌」の解釈を理

解していたと思う旨証言する（証人■■■■ 3 頁、6 頁）。

しかし、運用通達にあるのは、本件要件ハ「滅菌又は殺菌をすることができるもの」が、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」という内容に過ぎない。本件要件ハの「殺菌」につき、本件要件ハ捜査機関解釈のように、本件省令に列挙されている細菌のいずれか一種類でも全て死滅させることができれば「殺菌」に当たるとする点は何ら文言に表れていない。

まして、運用通達上本件要件ハの趣旨が曝露防止にあると示されているわけでもなく、当の■■■■警部補は本件要件ハの該当性に関して曝露防止も不要と説明している（甲 1 8 7・8 頁）。ゆえに、曝露防止の趣旨は理解していたはずだから警視庁公安部の殺菌の解釈を理解していたとの論理も通らない。

したがって、運用通達を示したからといって、被控訴人島田が本件要件ハ捜査機関解釈を正しく理解していたはずであり、実際そのように考えていたというのはさすがに無理がある（本件要件ハ捜査機関解釈につき、運用通達さえ理解できれば足りる単純な話ならば、警視庁公安部がその採用にあたり経産省と半年も解釈を巡ってもめることなどなかろう。）。

なお、控訴人都は、要旨、運用通達において「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まれない。」とあることをもって、一部でも菌が死ねば殺菌という解釈を取ることは無いはずである等と主張する。しかし、その一節は「洗浄」機能について述べたものであって、当時警視庁公安部が問題としていた乾熱による殺菌性能とは関係ないのであるから（まさか乾熱により「洗浄」するなどとは、それこそ日本語として言うまい。）、控訴人都の主張に理由はない。

以上のとおりであるから、上記の■■■■巡査部長の証言は信用できない。

(3) 規制導入前の被控訴人島田と経産省とのメールのやり取りや社内会議にお

ける発言に関する証言

■巡査部長は、規制導入前の被控訴人島田と経産省との間のやり取りの中で、被控訴人島田が装置内部を高温に保てば「殺菌」ができるとの説明をしていた等と証言し、また、被控訴人島田は、社内会議において、基本的に許可申請が必要だと発言していた旨を証言する。控訴人等は、これらのやり取りや発言をもって被控訴人島田が「殺菌」の定義を理解していたと主張するようである。

しかし、経産省と被控訴人島田の間のやり取りは、噴霧乾燥器を規制対象とする本件省令が規定されるよりもさらに前の、噴霧乾燥器がAGにおいて規制対象とされる際（そのことが決定されるAG会合の前）のやり取りである。同様に、社内会議における発言についても、運用通達はもちろん本件省令すら存在しない時点のものである。

これらの時点の被控訴人島田の発言をいくら指摘しようが、被控訴人島田が本件省令の内容につき、本件要件ハ捜査機関解釈と同旨の理解をしていたことの証左にはならない。まして、本件要件ハ捜査機関解釈は、滅菌及び薬液消毒機能を有する機器を規制対象とするAGの規定とは異なる（それでも合理的だと控訴人等は主張している）のであるから、なおさら失当である（甲187・16頁でも、■警部補はAGとは異なる内容の規制だと被控訴人島田に申し向けている。）。

以上のとおりであるから、上記の■巡査部長の証言が仮に事実であったとしても、原判決の事実認定や評価に誤りはない。

(4) 被控訴人島田が顧客から殺菌に関する要望を受けて対応していたこと等の証言

■巡査部長は、被控訴人島田が、顧客から殺菌に関する要望を受けて対応をしていたことを証言し、控訴人等は、当該被控訴人島田の言動をもって、被控訴人島田が「殺菌」の定義を理解していたと主張するようである。

しかし、対応の際に問題となる菌の種類ばかりか、殺菌の定義すら確認しておらず、かえって滅菌と殺菌の用語の区別もしていないこと等から、被控訴人島田がその対応に当たっていたとしても、「殺菌」が特定の菌全てを死滅させることを指していると理解していた等とはいえないことは、「控訴人都の控訴に対する控訴答弁書」79頁及び80頁でも述べたとおりである。

以上のとおりであるから、上記の[] 巡査部長の証言が仮に事実であったとしても、原判決の事実認定や評価に誤りはない。

(5) C I P 機能付きの噴霧乾燥器が輸出規制対象だと考えていた旨の被控訴人島田の主張が不合理であると考えた旨の証言

[] 巡査部長は、C I P 機能付きの噴霧乾燥器が輸出規制対象だと考えていた旨の被控訴人島田の主張に関し、被控訴人会社がC I P 機能付きの噴霧乾燥器を本件要件ハに非該当として輸出していたことから、不合理であったと考えていた旨を証言する（証人[] 7頁）。

しかし、被控訴人島田は、被控訴人会社がC I P 機能付きの噴霧乾燥器を本件要件ハに非該当として輸出したのは、C I P 機能を用いるために分解（ノズル交換）が必要であるため、「定置した状態」で内部の殺菌が可能であることを要するから非該当と判断していた旨を述べていたのであり、[] 巡査部長も当時の被控訴人島田の供述の記憶はないとしつつ、取調べの録音反訳を読むとそのように供述していることは理解できると述べている（証人[] 32頁～33頁）。

そして、[] 巡査部長自身、上記の被控訴人島田の主張が不合理である理由を述べられない（そもそも記憶がない）。

したがって、被控訴人島田の主張が不合理であったということにはならないし、仮に[] 巡査部長自身が当時不合理だと考えていたとしても、その考えは決めつけに過ぎず何ら説得的な理由はなかったというほかない。

以上のとおりであるから、上記の[] 巡査部長の証言が仮に事実であった

としても、原判決の事実認定や評価に誤りはない。

3 小括

以上のとおりであるから、上記の■■■■巡査部長の証言は信用できないし、仮に事実であったとしても、原判決の事実認定や評価に誤りはない。

したがって、控訴人らの主張は失当である。

第4 被控訴人島田の弁解録取書作成が違法であること（■■■■巡査部長の証言を踏まえて）

1 はじめに

(1) 原判決の事実認定及び判断

■■■■警部補による被控訴人島田の弁解録取書作成に関し、原審は、主に被控訴人島田、■■■■警部補及び■■■■警部補の証言を基に、概要次の事実関係を認定した（原判決97頁～99頁。以下は、氏名の表記を本審級での呼称に沿って改めたほかは、認定事実のうち主要部分（原判決97頁～98頁）の引用である。）。

■■■■警部補は、被控訴人島田の弁解録取時、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」（本件記載箇所）との記載がある本件弁解録取書を事前に作成し、それを被控訴人島田に示した。

被控訴人島田は、■■■■警部補に対し、本件記載箇所を削除し、「ガイダンスに従って、許可の申請の要らないものと考え輸出した」との文言に修正するよう求めた。被控訴人島田の要請を受けた■■■■警部補は、本件記載箇所を削除、修正することに同意し、パソコン上で編集しているような動作をし、被控訴人島田の要請どおり修正したように装った。

警部補は、本件記載箇所を被控訴人島田が要求した修正内容と異なり、社長らと共謀して無許可で輸出したという内容に書き換え、その内容で作成した本件弁解録取書 2 を印刷した。警部補は、本件弁解録取書 2 を被控訴人島田に示し、署名指印を求めた。被控訴人島田は、本件記載箇所に要請した修正が行われているかを確認することなく、本件弁解録取書 2 に署名指印した。

被控訴人島田は、本件弁解録取書 2 に署名指印後、改めて本件弁解録取書 2 を確認したところ、修正を要請した本件記載箇所が、被控訴人島田の求めた修正内容とは異なる内容に修正されていることに気付き、警部補に強く抗議した。

警部補は、被控訴人島田から上記抗議を受け、当初の文言から本件記載箇所を削除した本件弁解録取書 3（丙 A 1 0 7）を改めて作成した。被控訴人島田は、本件弁解録取書 3 に署名指印をした。

原審は、上記の認定事実に基づき、警部補による被控訴人島田の弁解録取書作成方法は、「被控訴人島田を欺罔して、同人が了解していない内容の記載をした供述調書に署名指印をさせるもの」であり違法と判断した（原判決 1 0 0 頁）。

(2) 控訴人都の主張及び 巡査部長の証言の要旨

上記(1)で述べた原審の事実認定に対し、控訴人都は、要旨、警部補が被控訴人島田の弁解録取書を作成するに当たり、被控訴人島田の指摘に沿った修正をしたように装い、実際には被控訴人島田が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成し、同人に署名指印させる等した事実がない旨を主張し、そのことを立証趣旨として、弁解録取に立ち会った 巡査部長の尋問を申請した。

そして、 巡査部長は、その陳述書（乙 5 3、乙 1 0 3）及び控訴人都の尋問において、概ね、上記控訴人都の主張に沿う証言をした。

(3) 本項における被控訴人らの主張の構成

しかし、控訴人都の主張に沿う■■■■巡査部長の証言は、尋問実施前に提出済の証拠のほか、弾劾証拠及びこれらを踏まえた尋問の結果から、いずれも信用できない。

すなわち、控訴人都の主張に沿う■■■■巡査部長の証言は、①その内容が、■■■■巡査部長が自ら当時記載したノート（甲 204）の内容と整合していないこと、②①のほか内容自体に不合理な点があること、③■■■■警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書のドラフトに■■■■巡査部長自身がコメントを付した（甲 188）経緯等につき、合理的な説明ができていないこと等から、信用できない。

したがって、原判決の事実認定に誤りはないから、控訴人都の主張は失当である。

以下では、控訴人都の上記主張に沿う■■■■巡査部長の証言に信用性がないことを示す。その後、被控訴人島田の弁解録取に関して原審が依拠した証拠の評価につき、■■■■巡査部長の供述が関係する部分に若干言及する。

なお、被控訴人島田の弁解録取に関する争点につき、控訴人都の控訴審における主張及びこれに対する基本的な反論は、控訴人ら提出にかかる令和 6 年 5 月 22 日付け「控訴人都の控訴に対する控訴答弁書」85 頁～97 頁で既に行っているため、その全部を繰り返すことはせず、■■■■巡査部長の証言を踏まえて言及すべき点のみを補足する。

2 ■■■■巡査部長の証言が信用できないこと

(1) 総論

■■■■巡査部長は、■■■■警部補による被控訴人島田の弁解録取書作成に関し、陳述書及び尋問において、要旨、次のとおり控訴人都の主張に沿う供述をした。

① ■■■警部補は、被控訴人島田から弁解を録取し、弁解内容を白紙に印字したゲラ（原判決でいう「本件弁解録取書」を指す。）を見せた（乙５３・３頁、証人■■■９頁）。

② 被控訴人島田は、本件弁解録取書の内容を見て、被控訴人大川原及び亡相嶋の指示により輸出したわけではない旨を発言し、その内容に沿って弁解録取書を修正するように■■■警部補に要請した（乙５３・３頁、乙１０３・５頁、証人■■■９頁～１８頁）。

また、被控訴人島田は、ガイドンス（又はガイドライン）に沿って非該当と判断して輸出した旨も発言し、その内容に沿って弁解録取書を修正するように■■■警部補に要請した（証人■■■１９頁）。

③ 上記②の被控訴人島田の要請に対し、■■■警部補は、（規制要件に）非該当として輸出することを被控訴人島田が１人で決めたのかと指摘し、被控訴人島田は、被控訴人大川原や亡相嶋の意見を聞いて非該当としていたと述べた。そのため、■■■警部補が、被控訴人大川原や亡相嶋から指示されて、社の方針として非該当として輸出したことに変わりはないのではないかと申し向けた。すると、被控訴人島田は「まあ、はい」等と述べて納得したため、■■■警部補は被控訴人島田の要請に沿った訂正をしなかった（乙５３・３頁、乙１０３・５頁、証人■■■９頁～１０頁、１８頁）。

また、ガイドンスの点に関しても、■■■警部補は趣旨を説明し、被控訴人島田が納得したため、■■■警部補は被控訴人島田の要請を反映させなかった（証人■■■１９頁）。

④ 上記②及び③のやり取りの後、被控訴人島田が本件弁解録取書２に署名指印した。その後、被控訴人島田は「私が言ったところは訂正してくれていると思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」等と述べて異議を申し立てた（乙１０３・５頁、証人■■■１０頁及び１９頁）。

⑤ 被控訴人島田が上記④のとおり異議を申し立てたため、■■■警部補は、

被控訴人大川原や亡相嶋から指示を受けたとする部分が削除された本件
弁解録取書3（丙A107）を作成し、これに被控訴人島田が署名指印し
た（証人■■■■21頁）。

しかし、■■■■巡査部長の上記の証言（特に③の点）は、以下に述べるとお
り信用できない。

**(2) ■■■■巡査部長の証言内容は、■■■■巡査部長が自ら当時記載したノートの内
容と整合しておらず、その理由を合理的に説明できないこと**

■■■■巡査部長の証言内容は、以下に述べるように、■■■■巡査部長が自ら当
時記載していたノート（甲204）の内容と整合していない。そして、■■■■
巡査部長は、その不整合の理由を合理的に説明できない。

以下では、ノートの記載の時系列と内容を簡単に確認した後、ノートの内
容と全く整合していない上記(1)で述べた■■■■巡査部長の証言内容が、信用に
値しないことを述べる。

ア ■■■■巡査部長が当時記載していたノートの記載の時系列と内容

■■■■巡査部長は、■■■■警部補と共に被控訴人島田の逮捕及び弁解録取を
担当した。そして、■■■■巡査部長は、弁解録取書作成の現場で、まさにそ
の時点で、「弁ろく ガイドライン・相嶋さんの言葉」から始まるノートの
2枚目及び3枚目の部分を記していた（証人■■■■17頁、22頁～23頁、
34頁、41頁～42頁）。以下では、説明の便宜のため、とくに当該部分
を指す場合は「ノート前半部分」という。

また、■■■■巡査部長は、弁解録取から約2週間後の2020年3月24
日頃、「3／11の件」から始まるノートの9枚目及び10枚目（最後から
2枚）の部分を記していた（証人■■■■23頁～24頁、35頁、41頁）。
以下では、説明の便宜のため、特に当該部分を指す場合は「ノート後半部
分」という。

ノートの内容、及び、これに関する■■■■巡査部長の法廷での説明によれば、被控訴人島田の弁解録取は次の経過を辿っている。

I. 「取調官」である■■■■警部補が、本件弁解録取書（「ゲラ」）を被控訴人島田に「見せ」た（ノート後半部分の9枚目左半分・3行目。なお、証人■■■■24頁。）。

II. 本件弁解録取書を見た被控訴人島田は、「訂正を申し立て」た（ノート後半部分の9枚目左半分・3～4行目）。

このとき、被控訴人が「申し立て」た訂正の内容は、ノート前半部分にあるとおり、被控訴人大川原や亡相嶋による「指示はなかった」こと（ノート前半部分の2枚目右半分・7行目）、及び、「ガイドンスが私の判断基準になっていたんです。だからそう書いて下さい。」とある点（ノート前半部分の3枚目左半分・6～7行目）である（証人■■■■22頁～24頁）。

III. ■■■■警部補が「分かりました」といい、「訂正のためパソコンを叩き、訂正したものを印字し」た（ノート後半部分の9枚目左半分・5～6行目）。すなわち、破棄された本件弁解録取書2を印字した（証人■■■■24頁、48頁）。

IV. 被控訴人島田は本件弁解録取書2に「目を通して署名指印」した（ノート後半部分の9枚目左半分・7行目）。その後、「訂正していただいていると思ってました。まさか警察がこんなことをするなんて」等と述べた（ノート後半部分の9枚目左半分・下から2行）。

V. ■■■■警部補が「分かりました。じゃあ作り直します。」と述べ、「また訂正し」、「完成したものを印字」した。すなわち、本件弁解録取書3が印字され、被控訴人島田が本件弁解録取書3に署名指印した（ノート後半部分の9枚目右半分・下から8行）。

イ ノートの内容と■■■■巡査部長の証言は、■■■■警部補が被控訴人島田の要請に沿った修正を行ったか否かという１点しか矛盾していないにもかかわらず、矛盾が生じている合理的な理由を全く説明できていないこと

上記(1)で述べた■■■■巡査部長の証言（①～⑤）と、上記アで述べたノートの内容（Ⅰ～Ⅴ）を対比すると、次のことがわかる。

すなわち、ノートの内容と■■■■巡査部長の証言は、破棄された本件弁解録取書２ができあがる前に、本件弁解録取書を確認した被控訴人島田が２点の修正を■■■■警部補に要請し、被控訴人島田の要請に沿って■■■■警部補が訂正を行ったかに関する、③とⅢの１点を除き、基本的に整合している。逆に、■■■■巡査部長の証言でノートの内容から説明がつかないのは、上記の点だけである。

このような不可解な状況にもかかわらず、■■■■巡査部長の法廷での証言は、ノートの内容と自己の証言の矛盾を合理的に説明できていない。

以下、■■■■巡査部長の証言に表れた矛盾の理由の説明３点が不合理であることを述べる。

（ア）「端折って書いてだけ」とする点は矛盾の理由として不合理であること

最初に、被控訴人ら代理人による上記の矛盾の指摘に対して、■■■■巡査部長は、「廃棄された経緯、誤廃棄されてしまった経緯を書き留めようと思ったものなんで、その弁録の訂正うんぬんについてはさらっと書いてるだけなので、特にそこを重要視して書いたものではありません、これは」（証人■■■■ 24頁）、「これはかなり状況をはしょって書いておりまして、島田さんが、ちょっと待ってくださいと訂正を申し立てた後のことについて記録に留めておこうという趣旨ですので、訂正のやり取りについて詳細に記載したものではありませんし、そこははしょっております。」（証人■■■■ 36頁～37頁）、「弁解を録取する際のやり取りはかな

りはしょってるので、そこをメインに書いたものじゃありませんから、これは。」「さらっと書いてただけであって、弁解録取書が廃棄されてしまったという結果がありますので、当時の状況について詳しく書こうと思ったものにすぎません。」(証人■■■■ 39頁)等と、要旨、訂正の経緯は端折って書いていただけとの趣旨を繰り返し述べている。

しかし、上記の証言を受けて、被控訴人ら代理人から、端折って書いたという趣旨は自己の記憶と異なる内容を書いた意味か問い詰められると、■■■■巡査部長は当時のやり取りの全部を書いたわけではないと述べるにとどまり(証人■■■■ 39頁)、当時、自身の記憶と異なる内容をノートに書いたことは(可能性の話でさえ)終ぞ認めなかった。かえって、■■■■巡査部長は、ノートに自分の見ていないことを書いた記憶はない(証人■■■■ 26頁)とか、現在の記憶とも概ね合っている(証人■■■■ 27頁、40頁)と述べている。このように、■■■■巡査部長は、法廷において、ノート上の訂正の経緯は「端折って書いた」と繰り返すものの、結局そのことは、ノートに当時の自身の記憶と整合しない記載をしていた理由にはなっていないと自ら述べてしまっている。

また、ノートの内容と■■■■巡査部長の証言に明らかな矛盾が生じているのは、上記のとおり■■■■警部補が本件弁解録取書につき被控訴人島田の訂正の申立てに応じていたかという1点であり、その前後の経緯に関する証言にはノートの内容との齟齬はない(例えば、被控訴人島田が本件弁解録取書に対して申し立てた訂正の内容2点や、本件弁解録取書2に署名指印した後に異議を申し立てた際の具体的な発言は、ノートの内容とも整合している。)。したがって、■■■■巡査部長が述べた理由をもってしても、上記の1点だけノートの内容と矛盾した証言が飛び出すのは不可解というほかない。

さらに、本件弁解録取書2を破棄した経緯の内部報告書となった丙A

125でも言及されているとおり、本件弁解録取書への被控訴人島田による訂正の申立ては、本件弁解録取書2が破棄される直前になされた書類の作成過程そのものであるから、本件弁解録取書2が破棄された経緯を確認したり報告したりする際に、記憶の正確性が殊更に後退するような全く無関係の事象ではない（まして、ノートの後半部分ですら弁解録取の約2週間後に書いていたものである。）。

したがって、■■■■巡査部長が述べた「端折って書いてだけ」とする点は、ノートと証言の内容の矛盾を説明する理由としては全く不合理である。

（イ）「自己の記憶が絶対的に正しい自信がない」とする点は矛盾の理由の説明として不合理であること

■■■■巡査部長は、法廷において、ノート（甲204）や、■■■■警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書のドラフト（甲188）に■■■■巡査部長自身が付したコメントに関し、自身の記憶が絶対的に正しいという自信はない等と証言する（証人■■■■37頁）。

しかし、既に述べたように、ノートの内容と■■■■巡査部長の証言に明らかな矛盾が生じているのは、上記のとおり■■■■警部補が本件弁解録取書につき被控訴人島田の訂正の申立てに応じていたかという1点であり、その前後の経緯に関する証言はノートの内容と齟齬はない。したがって、■■■■巡査部長が述べた理由をもってしても、上記の1点だけノートの内容と矛盾した証言が飛び出すのは不可解というほかない。

また、■■■■巡査部長は、弁解録取の際、被控訴人島田と向き合っている■■■■警部補から1歩程度距離を空けたところで被控訴人島田と■■■■警部補のやり取りを見聞きしており、両者の声は聞こえる位置にいた（証人■■■■17頁、40頁）。実際、■■■■巡査部長から見て遠くにいたことに

なる被控訴人島田の訂正申立ての内容は、ノートに整合した内容で証言していることからみて、被控訴人島田の申立てに対して■■■■警部補が同意したり、訂正する素振りに対応するパソコンの打鍵音や手が動く様子は、誤りなく見聞きし認識できる位置に居たといえる。

そして、ノート前半部分は弁解録取の現場において、ノート後半部分も弁解録取の約2週間後には記していた。ノート後半部分については、これを書いた動機の詳細は一旦措くとして、本件弁解録取書2が破棄された経緯を組織内で正確に報告するべきだという問題意識のもと、自身の記憶を思い起こして記載したものであり、その作成過程からみて、■■■■巡査部長自身の記憶と全く異なる事実関係が記載される可能性は典型的に低い（なお、■■■■巡査部長も、当時記憶と異なることはノートに書いていないと証言していることは既に述べたとおりである。）。そうすると、ノートに記された■■■■巡査部長の当時の記憶は、被控訴人島田や■■■■警部補とは異なる第三者が間近に見聞きした内容を職務の一環で虚心坦懐に書いた、一般的には信用性の高いものであるといえることができる。

現に、■■■■警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書のドラフト（甲188）に■■■■巡査部長自身が付したコメントでは、上司にあたる■■■■警部補に対して、「完全なる虚偽報告」「どっちが犯罪者か分からん」等と過激な表現を用いていることから見ても、■■■■巡査部長自身も、少なくとも当時は、弁解録取時の経緯に関する自己の記憶にはかなりの自信があったとみるのが自然である。反対に、「なかったことに的なことは言っていた」（甲188・2頁）と若干抽象的なコメントも残す等、記憶が不正確な部分を思い込みで断言することはなるべく慎もうとしていた節も読み取れる。このような■■■■巡査部長の当時の書類の書き方から見て、自己の記憶が絶対的に正しい自信がなかったという説明は、率直な当時の感覚を述べたものか到底疑わしいし、仮にそうであったとしても、既

に述べたノートの作成状況からみて、ノートと証言の内容の矛盾を説明する理由としての説得力はないというほかない。

なお、■■■■ 巡査部長は、弁解録取の経緯に関する尋問時の記憶につき、「もうそのときの記憶はうっすらしかない」とも述べている（証人■■■■ 38頁）。弁解録取の現場や、その直後に書いたノートの内容にすら自信がないというのであれば、記憶が後退している尋問時の記憶に基づく証言も、もとより信用に足りるものではないと言わざるを得ない。

したがって、自己の記憶が絶対的に正しい自信がないとする点は、ノートと証言の内容の矛盾を説明する理由としては全く不合理である。

（ウ）ノート後半部分の「訂正」との記載が正確性を欠くとする点は矛盾の理由の説明として不合理であること

ノート後半部分の記載のうち、本件弁解録取書に対して被控訴人島田が訂正を申し立て、■■■■ 警部補が「訂正」したとされる点（ノート後半部分の9枚目左半分・5行目）に関して、ノートの記載が不正確である可能性に関する証言をしている。

すなわち、■■■■ 巡査部長は、控訴人都代理人の再主尋問において、要旨、ドラフトの状態である本件弁解録取書の確認後、本件弁解録取書2の作成に入るにあたり、何らかのキー入力があったとしても不自然ではないとの質問に同意し、キー入力があったからといって本件弁解録取書を修正したとは限らない旨を述べている（証人■■■■ 36頁）。要するに、ノート後半部分の「訂正」との記載は、■■■■ 警部補による単なる印字等のための操作を、本件弁解録取書の修正の操作と見間違えた不正確なものだった可能性がある、というわけである。

しかしこの説明も通らない。ノートの内容は、弁解録取書の作成時に、■■■■ 警部補による訂正の動作が、本件弁解録取書を確認しつつ本件弁解

録取書 2 を作成する時と、本件弁解録取書 3 を作成する時の計 2 回あったことを明確に示しており（後者は「また訂正し」と書かれている（ノート後半部分 9 枚目右半分・下から 6 行目）。）、ノートの内容や記載状況からみて、それが事実と異なる可能性があるとの説明に合理性はない。

最初に、既に述べたように、■■■■巡査部長は弁解録取の様子を■■■■警部補のすぐ後ろで見ていたところ、ノート上の「訂正」の箇所には、「分かりました」といった■■■■警部補の具体的な発言が付属し、「訂正のためパソコンを叩き、訂正したものを印字」したと重ねて書かれている。このように、ノート上の「訂正」との記載は、本件弁解録取書を確認した被控訴人島田が訂正を申し立て、■■■■警部補がその申立てを応諾する発言をしたうえでキー入力動作を行った様子を間近で見ていたために、■■■■警部補が被控訴人島田の申立てを受け入れて本件弁解録取書 2 を作成したと■■■■巡査部長が受け止めたことを示している。■■■■警部補のキー入力動作だけを基に本件弁解録取書を修正（本件弁解録取書 2 を作成）したと書かれているのではない。

まして、■■■■巡査部長の証言に従うならば、本件弁解録取書 2 は、被控訴人島田の申し立てた訂正が結局何も反映されておらず、本件弁解録取書と同じ内容だったのであるから、その印刷にあたって本件弁解録取書の文面をコピー＆ペーストするだけの操作しか必要ない（なお、■■■■警部補も尋問では「コピペした」とする点に同意している（証人■■■■ 16 頁）。）。ゆえに、操作者以外が見て「訂正」のためのキー入力動作であると誤解する動作が混じる契機がない。

したがって、ノート上の「訂正」の記載は■■■■警部補のキー入力動作を見て誤解しただけという説明は成り立たない。逆に、■■■■警部補の言動は、■■■■巡査部長と同じように被控訴人島田からみても、本件弁解録取書の修正に応じたと解釈されるものだったからこそ、本件弁解録取書

2の署名指印後に「訂正していただいていると思ってました」と述べて強く抗議したと考える方が合理的である。

また、弁解録取の現場で記載されたノート前半部分には、被控訴人島田が■■■■警部補の説明を受けて「まあ、はい。」等と納得した様子は書かれていない。むしろ、被控訴人大川原や亡相嶋の指示の点にしても、ガイドランスに依拠して非該当と判断したとの点にしても、どちらもそのとおりに修正してほしいとする趣旨を述べたところで止まっている。このように、本件弁解録取書の訂正の申立てに関して、被控訴人島田が本件弁解録取書2の作成前に訂正しないことに納得していたことを示すやり取りはノートには一切ない。

むしろ、上記のようなノート前半部分の記載の終わり方は、■■■■警部補と被控訴人島田のやり取りを見聞きしていた■■■■巡査部長も、被控訴人島田の申立てが反映された弁解録取書に署名指印がなされ手続が終了すると考えていた一方、実際に本件弁解録取書2を回収しようと自席を立った後は、被控訴人島田が強く抗議して本件弁解録取書2を破るふりをし、弁解録取書を作り直す異例の経緯を辿ったがために、現場で経緯を詳しくメモしている余裕がなくなった様が窺われる。

したがって、ノート後半部分の「訂正」との記載が正確性を欠くとする点は、ノートと証言の内容の矛盾を説明する理由としては全く不合理である。

ウ 小括

以上のように、■■■■巡査部長の証言内容は、■■■■巡査部長が自ら当時記載していたノートの内容と全く整合していない。そして、■■■■巡査部長は、その不整合の理由を合理的に説明できない。

(3) ■■■ 巡査部長の証言には内容自体に不合理な点があること

上記(1)で指摘した点のほか、■■■巡査部長の証言には、被控訴人島田が本件弁解録取書を確認し、訂正を申し立てた後の経緯に明らかに不合理な点がある。

まず、■■■巡査部長の証言によれば、被控訴人島田は、本件弁解録取書を確認し訂正を申し立てたものの、■■■警部補から趣旨の説明を受けて納得したために、本件弁解録取書の訂正はしないことになったとされている。

しかし、そうであるならば、被控訴人島田が、一度は納得した本件弁解録取書と同じ内容になっているはずの本件弁解録取書2に署名指印した後に、「私が言ったところは訂正してくれていると思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」とまで述べて強く抗議した理由の説明がつかない(証人■■■19頁～20頁参照)。被控訴人島田が強く抗議した実際の原因は、既に述べたように、■■■警部補の言動が、被控訴人島田からみて(また、■■■巡査部長からみても)、本件弁解録取書の修正に応じたと解釈されるものだったからである。

また、■■■巡査部長の証言によれば、本件弁解録取書2は、被控訴人島田と、被控訴人大川原や亡相嶋の間の共謀を窺わせる罪体立証に有意な記載が含まれたものであり、警視庁公安部からみた証拠価値は高いものである。したがって、そのような本件弁解録取書2を、被控訴人島田が内容に納得したうえで署名指印していたと考えている警察官が、被控訴人島田が「興奮して」いたとか、「納得できない」と言っている等という理由で(証人■■■20頁～21頁)、易々と一から作り直すとは到底考え難い(■■■巡査部長の証言に従うなら、被控訴人島田が強く抗議している理由すらわからなかったのであるから、なおさらである。)。訂正の申立てを受けた時に被控訴人島田を納得させたように、納得して署名したはずだと被控訴人島田を説得にかかり、本件弁解録取書2を、そのまま弁解録取書として維持しようと試みるのが普通で

あろう。

しかし、そのような本件弁解録取書2を維持しようとする問答の存在は、
■■■■巡査部長も、■■■■警部補ですら証言していない（証人■■■■17頁参照）。
これでは、訂正の申立てを受けた時に、わざわざ被控訴人島田を納得させた
意味は皆無であり、そのことを特に抵抗もなく■■■■警部補が受け止めたこと
になるが、そのように一貫しない行動に出る理由はない。実態は、被控訴人
島田の強い抗議が至極全うだったから作り直さざるを得なかったし、経緯を
見ていた■■■■巡査部長も作り直し自体には違和感を持たなかったのだと考え
られる。

以上のように、■■■■巡査部長の証言には、被控訴人島田が本件弁解録取書
を確認し、訂正を申し立てた後の経緯に明らかに不合理な点がある。

(4) ■■■■警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書のドラフトに■■■■巡査部
長自身がコメントを付した（甲188）経緯等につき、合理的な説明ができて
いないこと

■■■■巡査部長は、■■■■警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書のドラ
フトに「完全なる虚偽報告。」「どっちが犯罪者か分からん。」等と過激なコメ
ントを残した経緯に関し、要旨、同僚である■■■■巡査部長に見せるために作
ったものであり、弁解録取状況報告書の作成にあたって自身の意見を聞くこ
となく、1人で作成したことに不満をもっていたから上記のような表現にな
ったと証言する（証人■■■■13頁、15頁）。

しかし、■■■■警部補は当時の■■■■巡査部長からみて上司にあたるから、同
僚内とはいえその言動を「完全なる虚偽報告」と指弾したり、「どっちが犯罪
者か分からん」等と書類に残る形で書いたりすることは尋常ではない（その
ようなことを日常的にしていたわけではない（証人■■■■27頁）。）。したがっ
て、■■■■巡査部長が上記のような表現を用いた理由が、単に報告書の作成に
あたって自分の意見を聞かなかったことにあるとは到底考え難い。

実際は、■■■■巡査部長は、■■■■警部補が作成したドラフトが、自身の見聞きした状況と全く異なるばかりか、本件弁解録取書2を破棄した原因が被控訴人島田の言動にあるかのようにすら書かれている（証人■■■■14頁参照）様子を見て、■■■■警部補が自己保身のために内容虚偽の報告書を作成しようとしていると感じ、そのことに対して強い怒りを覚えたからこそ、上記のように過激な表現を用いたと考えられる。

また、コメント付きの文書を同僚の1人である■■■■巡査部長に見せるために作ったという点も些か唐突であり、他の捜査員にも特に抵抗なく見せることからしても（乙103・2頁）正確ではないと考えられる。すなわち、■■■■巡査部長も、■■■■警部補の捜査や取調べに対してもともと自分なりに疑問を抱き、報告書のドラフトを見たことを契機に強い怒りに発展したところで、類似の問題意識を持っていた他の捜査員にも自身の体験を共有するためにコメント付きの文書を作ったのが実態と思われる。そのように同じ問題意識を共有している仲間内に見せるつमりのものだからこそ、上記のように過激な表現を使うことにも抵抗がなかったと考えられる。

上記の点に関連して、■■■■巡査部長は、証言において、当時の捜査員から様々な認識や意見が述べられるにいたった原因を「係内の人間関係の不和」と振り返っている（証人■■■■16頁）。しかし、原因の本質は「人間関係」つまり捜査員同士の単純な好き嫌いではなく、捜査や取調べに疑念を持つ捜査員が法廷で証言した者を含め他にも多数いたことであって、■■■■巡査部長も、少なくとも当時はその1人であったと考えられる。弁解録取時の状況を■■■■警部補に話した（証人■■■■10頁～11頁）のも、コメント付きの文書を作成したのと同様に、捜査に疑問を持つ捜査員同士で自身の体験を率直に伝えあった一環であり、当時述べていた内容の方が■■■■巡査部長自身の体験に近いと考えられる。

以上のように、■■■■巡査部長の証言は、■■■■警部補が作成した被疑者弁解

録取状況報告書のドラフトに■■■■巡査部長自身がコメントを付した（甲１８８）経緯等につき、合理的な説明ができていない。

(5) 小括

以上のとおりであるから、控訴人都の主張に沿う■■■■巡査部長の証言は信用できない。

3 ■■■■巡査部長の証言と、被控訴人島田の弁解録取に関して原審が依拠した証拠の評価等について

(1) 被控訴人島田の証言の信用性

原判決の事実認定の根拠となった被控訴人島田の証言は、■■■■巡査部長のノート（甲２０４）の記載内容と整合しており、■■■■巡査部長の証言内容との間に大きく齟齬が生じているのも、本件弁解録取書に対して２点の訂正を申し立てた後、■■■■警部補が訂正に応じたかという点のみである。しかし、■■■■巡査部長の証言のうち、被控訴人島田が本件弁解録取書に訂正を申し立てたのに対し、■■■■警部補が趣旨を説明し、被控訴人島田が納得したため、■■■■警部補は被控訴人島田の要請を反映させなかったとする点は信用できないことは、上記２で述べたとおりである。

また、■■■■巡査部長は、本件弁解録取書２につき、被控訴人島田が署名指印の前に内容を読んでいたと述べる（証人■■■■１０頁）。

しかし、■■■■警部補は被控訴人島田の供述調書の作成時は、パソコンの画面を読み上げて読み聞かせを行い、その後に印字したものを閲覧させて署名指印させており（証人■■■■７頁）、本件弁解録取書２を作成した時も、本件弁解録取書２を印字し、紙面が被控訴人島田の手元にある状態で読み聞かせをしたものではない旨を述べている（証人■■■■１３頁）。したがって、被控訴人島田は、本件弁解録取書２の署名指印に際し、紙面の文字を声と共に確認する手順は経ていないことに争いが無い。

そして、被控訴人島田のみならず、当時の■■■■巡査部長も、■■■■警部補が本件弁解録取書に対する被控訴人島田の訂正の申立てを反映して本件弁解録取書2を印字したと考えていたことは、上記2(2)イ(ウ)で述べたとおりである。

したがって、被控訴人島田が、本件弁解録取書に対して申し立てた訂正が反映されたと考えて本件弁解録取書2の該当箇所の詳細な確認が漏れたまま署名指印することは十分あり得るから、■■■■巡査部長の上記の証言は被控訴人島田の証言の信用性を左右するものではない。

以上のとおりであるから、原判決の事実認定の根拠となった被控訴人島田の証言は信用できる。

(2) ■■■■警部補及び■■■■警部補の証言の信用性

■■■■警部補及び■■■■警部補は、■■■■巡査部長から、■■■■警部補が被控訴人島田の弁解録取を行った際、訂正を求められた箇所を修正したふりをして署名させ、そのことが発覚して被控訴人島田が強く抗議したことを聞いたと証言している（証人■■■■20頁～22頁、証人■■■■21頁～22頁）。当該経緯は被控訴人島田の証言と一致しており、■■■■巡査部長のノート（甲204）の内容とも整合している。

■■■■巡査部長は、■■■■警部補に対し、「直したふりでもしたんじゃないですか」と言ったとしつつ、実際は見えていないとか、直したふりをしたかは分からないとも述べたと証言する。

しかし、■■■■巡査部長の証言のうち、被控訴人島田が本件弁解録取書に訂正を申し立てたのに対し、■■■■警部補が趣旨を説明し、被控訴人島田が納得したため、■■■■警部補は被控訴人島田の要請を反映させなかったとする点が信用できないことは、上記2で述べたとおりである。

また、■■■■巡査部長は、弁解録取の際、被控訴人島田の申立てに対して■■■■警部補が同意したり、訂正する素振りに対応するパソコンの打鍵音や手が

動く様子は、誤りなく見聞きし認識できる位置にいたと言えること、■警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書のドラフトに付したコメントから、当時の自らの記憶にかなりの自信を持っていたと考えられること、■警部補や■警部補を含む捜査に疑問を持つ捜査員との間で、自己の体験を率直に伝えあっていたこと等も、既に述べたとおりである。

したがって、■巡査部長が■警部補らに伝えた内容は、■警部補らが証言したとおりの内容であり、その方が信用できる。

以上のとおりであるから、原判決の事実認定の根拠となった■警部補及び■警部補の証言は信用できる。

(3) ■警部補の証言の信用性

■警部補は、被控訴人島田が、弁解録取の際、C I S T E Cのガイダンスに沿って無許可で輸出したと記載してほしいとは述べていないと証言している（証人■18頁）。

しかし、被控訴人島田が本件弁解録取書を確認した際、被控訴人大川原や亡相嶋の指示の点に加え、「ガイダンスが私の判断基準になっていたんです。だからそう書いて下さい。」と述べていたことは、被控訴人島田はもちろん、■巡査部長も証言し（証人■19頁、44頁）、ノート前半部分にも明確に残されている。■警部補の上記の証言は明確な虚偽である。

したがって、被控訴人島田からいかなる訂正の申立てがあったかさえ明確に虚偽を述べる■警部補の証言には、何の信用性もない。

4 小括

以上のとおりであるから、控訴人都の主張に沿う■巡査部長の証言は信用できず、被控訴人島田の証言のほか、原判決が弁解録取に関する事実認定にあたり依拠した証拠関係はいずれも信用できる。

したがって、原判決の事実認定に誤りはないから、控訴人都の主張は失当で

ある。

第5 損害額に関する補足

1 はじめに

亡相嶋らの損害については、第一審における各書面及び控訴理由書によって主張したとおりであるが、被控訴人[]らが東京拘置所病院における医療的措置に関して別途提起していた国家賠償請求訴訟（以下「拘置所病院訴訟」という。）の結果を踏まえ、以下のとおり主張を補足する。

2 亡相嶋の病状の経過

亡相嶋の病状の経過を改めて述べると、まず、亡相嶋は、令和2年9月23日に貧血症状を自覚し、同月25日、血液検査により血色素量（Hb）5.1 g/dLであり「貧血（重度）」と診断される状態に至った（甲180・3頁下部から4頁上部、甲181・3頁左下）。

その後、同年10月1日に東京拘置所において内視鏡検査が実施され、出血源として胃に潰瘍が発見されるとともに（甲180・7頁）、病理検査によりこの潰瘍が悪性腫瘍であることが判明し、同月7日、亡相嶋に告知された（甲180・8頁）。

亡相嶋は、同年10月28日に勾留執行停止決定を得て（停止期間は同年11月5日から同月20日まで。甲53）、11月6日、亡相嶋は[]病院に入院したが、令和3年2月7日に逝去した（甲56）。

3 東京拘置所病院の医師の対応に不備は認められなかったことからすると、亡相嶋の早すぎる死亡は、身柄拘束により不可避免的に発生したものであること

- (1) 上記の貧血を伴う胃癌について、東京拘置所病院の医師は、より早期に貧血症状を察知して検査・治療を開始する義務、貧血に対して適切な治療を施

す義務、より早期に転医する義務及び転医等について適切な説明を行う義務を負っていたが、これらの義務に違反し、その結果、亡相嶋の全身状態が悪化するとともに治療開始が遅れ、同人の死期を早めたものである。

そのため、被控訴人■■■■らは、本訴訟とは別に、上記の義務違反に基づき、拘置所病院訴訟を提起した。

しかし、一審・二審とも、東京拘置所病院の医師の義務違反を認めず、被控訴人■■■■らの請求は棄却され、被控訴人■■■■らは上告せず同判決は令和6年11月20日の経過をもって確定した。

拘置所においては受診医療に制限があること及び係る制限は患者である被収容者が受忍しなければならないことが、肯首された結果となったものである。

- (2) 亡相嶋は、かかりつけの病院である■■■■クリニックに定期的に通院し、血液検査や問診を受け、体重も把握されていた。同病院では、亡相嶋は、平成30年10月から、本件における逮捕直前である令和2年2月まで、2か月おきに血液検査を受けており、血色素量を含む検査結果が一覧表で把握されていた。

本件逮捕及び勾留並びに起訴による長期間の身柄拘束がなければ、亡相嶋は拘置所のように受診医療に制限がある環境に置かれることもなく、主治医の定期健診を受診し続けることができたのであり、主治医によって貧血の発症・進行や体重減少がより早く確認されることにより、より早期の胃癌治療を受けることができたはずであった。

また、亡相嶋は、主治医による適切な指導により、胃癌を示す兆候にも早期に気付くことができ、やはりより早期の胃癌治療を開始することができた筈であった。

このように、本件における何らの正当性も見い出せない身柄拘束さえなければ、胃癌の早期発見・早期治療がなされ、亡相嶋は令和3年2月7日より

も延命できた可能性は十分にあった。

しかし、本件での身体拘束により、亡相嶋は、胃癌の早期発見・早期治療の機会、ひいては延命の機会を奪われた。

- (3) 付言すると、亡相嶋は、最初の逮捕から東京拘置所に移送されるまで、警察署の留置施設において身体拘束されていたところ、ここでの待遇が発病に至るまでの経緯に大きく影響を与えていると考えられる。

すなわち、亡相嶋は、約120日もの長期にわたり、取調べや雑居房での他の被疑者との共同生活という非日常的なストレスに晒され続けた。留置施設での食事は提供される頃には冷たくなっており、そのこと自体ストレスであるだけでなく、胃腸にも負担をかけるものであった。また、当時はコロナ禍であって、亡相嶋は、医師との会話がないう状態で長期間を過ごさなければならなかった。このような経過からすると、警察署の留置施設での非日常的な生活の強制・冷遇が亡相嶋の病状に影響を与えた可能性は十分に考えられるところ、この点も本件における身体拘束から引き起こされたものである。

4 小括

これらの事実を踏まえると、亡相嶋及びその家族である被控訴人■■■■らの受けた寂寥感・精神的苦痛は計り知れない。

亡相嶋及び被控訴人■■■■らの慰謝料を評価するには、これらの事実経過が最大限斟酌されなければならず、その損害額は、被控訴人■■■■らが控訴状及び控訴理由書にて主張した金額を決して下回るものではない。

以 上